

韓国中小・ベンチャー企業に対する
韓国政府の取り組みに関する調査

2018年3月

日本貿易振興機構（ジェトロ）

ソウル事務所

海外調査部中国北アジア課

【免責条項】

本レポートで提供している情報は、ご利用される方のご判断・責任においてご使用下さい。ジェトロでは、できるだけ正確な情報の提供を心掛けておりますが、本報告書で提供した内容に関連して、ご利用される方が不利益等を被る事態が生じたとしても、ジェトロは一切の責任を負いかねますので、ご了承下さい。なお、本稿はジェトロが産業特化研究院に委託し取りまとめたものです。

禁無断転載

目次

1	韓国の中小・ベンチャー企業の定義・発展経緯	1
	(1) 中小・ベンチャー企業の定義	1
	1) 中小企業の定義	1
	2) ベンチャー企業の定義	3
	(2) 中小・ベンチャー企業の発展の経緯	3
2	韓国の中小・ベンチャー企業政策の変化	7
	(1) 韓国の中小・ベンチャー企業政策の変化	7
	(2) 現政府の政策の方向性	9
3	韓国の中小・ベンチャー企業支援体制	11
	(1) 中小企業に対する租税減免制度	11
	1) 創業中小企業に対する租税減免	11
	2) 中小企業特別税額減免	11
	3) 創業・ベンチャー企業への税制支援	12
	4) 研究・人材開発費に対する税額控除	12
	(2) 中央・地方政府による支援事業	13
	1) 中央政府による支援事業	13
	2) 地方政府による支援事業	41
	(3) 支援機関の詳細および支援機関別の支援内容の詳細	44
	1) 金融機関	44
	2) 非金融機関	48
4	ベストプラクティス	54
	(1) PATI GAMES	54
	(2) DEVSISTERS	54

(3) SNU PRECISION.....	54
(4) NTOPIA.....	55
5 韓国の中小・ベンチャー企業政策の課題.....	56
(1) 中小企業の研究開発への政府支援について.....	56
(2) 中小企業の対政府要望事項.....	57

1 韓国の中小・ベンチャー企業の定義・発展経緯

(1) 中小・ベンチャー企業の定義

1) 中小企業の定義

A 中小企業の条件：中小企業に定義される企業の条件は、「中小企業基本法」に定められている。中小企業として認められるためには、下記の条件をすべて満たす必要がある。

①営利を目的に事業を行っている企業、または「社会的企業育成法」による社会的企業、または「協同組合基本法」による協同組合、協同組合連合会、社会的協同組合、社会的協同組合の中の一つであること。

②規模基準および独立性基準をすべて満たす（規模基準は下記の業種別売上高基準を満し、資産総額が5,000億ウォン未満である）こと（下記表1を参照）。

(表1) 主な業種別平均売上高などの中小企業規模基準

該当企業の主な業種	規模基準
1. 衣服、衣服アクセサリおよび毛皮製品製造業	平均売上高など 1,500億ウォン以下
2. 皮革、カバンおよび靴製造業	
3. パルプ、紙および紙製品製造業	
4. 一次金属製造業	
5. 電気設備製造業	
6. 家具製造業	
7. 農業、林業および漁業	平均売上高など 1,000億ウォン以下
8. 鉱業	
9. 食料品製造業	
10. タバコ製造業	
11. 繊維製品製造業（衣服製造業は除く）	
12. 木材および木材製品製造業（家具製造業は除く）	
13. コークス、練炭および石油精製品製造業	
14. 化学物質および化学製品製造業（医薬品製造業は除く）	
15. ゴム製品およびプラスチック製品製造業	
16. 金属加工製品製造業（機械および家具製造業は除く）	
17. 電子部品、コンピュータ、映像、音響および通信設備製造業	
18. その他の機械および設備製造業	
19. 自動車およびトレーラー製造業	

20. その他輸送設備製造業	平均売上高など 800 億ウォン以下
21. 電気、ガス、蒸気および空気調節供給業	
22. 水道業	
23. 建設業	
24. 卸売および小売業	
25. 飲料製造業	
26. 印刷および記録媒体複製業	
27. 医療用物質および医薬品製造業	
28. 非金属鉱物製品製造業	
29. 医療、精密、光学機器および製造業	
30. その他製品製造業	
31. 水道、下水および廃棄物処理、原料再生業（水道業は除く）	
32. 運輸および倉庫業	
33. 情報通信業	平均売上高など 600 億ウォン以下
34. 産業用機械および設備修理業	
35. 専門、科学および技術サービス業	
36. 事業施設管理、事業支援および賃貸サービス業（賃貸業は除く）	
37. 保険業および社会福祉サービス業	
38. 芸術、スポーツおよびレジャー関連サービス業	
39. 修理およびその他個人サービス業	
40. 宿泊および飲食店業	平均売上高など 400 億ウォン以下
41. 金融および保険業	
42. 不動産業	
43. 賃貸業	
44. 教育サービス業	

（注）自動車用新品椅子製造業、鉄道車両部品および関連装置物製造業のうち鉄道車両用椅子製造業、航空機用部品製造業のうち航空機用椅子製造業の規模基準は、平均売上高など1,500億ウォン以下とする。

（出所）中小企業基本法を基に作成。

B 中小企業の可否を確認する方法：「中小企業現況情報システム（sminfo.mss.go.kr）」を通じて中小企業確認書を発給申請が可能である。

2) ベンチャー企業の定義

「ベンチャー企業育成に関する特別措置法」によるベンチャー企業として認められるためには、「中小企業基本法」第2条の「中小企業」であり、下記条件の中、1つに該当する必要がある。

①「中小企業創業支援法」による中小企業創業投資会社、「中小企業創業支援法」による中小企業創業投資組合、「与信専門金融業法」による新技術事業金融業者、「与信専門金融業法」による新技術事業投資組合、韓国ベンチャー投資組合、ベンチャー企業の成長や発展のための投資促進等を目的とする専門会社、中小企業に対する技術評価および投資を行う金融機関などが該当企業に投資を行った金額の合計が5,000万ウォン以上で、企業の資本金のうち、投資金額合計が占める比率が100分の10以上であること。

② 企業の年間の研究開発費が5,000万ウォン以上であり、年間総売上高に対する研究開発費が占める割合が100分の5以上（創業後3年以降）であり、大統領令で定める機関から事業性に優れたものと評価されること。

③ 次のそれぞれの要件をすべて揃えること（創業する企業は、ハ. の要件だけ）。

イ. 「技術保証基金法」による技術保証基金が保証すること、または、「中小企業振興に関する法律」第68条による中小企業振興公団等、大統領令で定める機関が、該当企業が開発した技術の事業化や創業を促進するために無担保で資金を融資すること

ロ. イ. の保証や融資金額とその保証または貸出金額が企業の総資産に占める割合が大統領令で定める基準以上であること

ハ. イ. の保証または融資機関から技術性に優れたものと評価を受けること

(2) 中小・ベンチャー企業の発展の経緯

韓国の中小企業の始まりは、16世紀の手工業者からであると言われている。17世紀以降からは商業が発達することにより、中小の流通業者が現れた。ただし、製造業者、流通業者などの職人に対する社会全体の意識レベルが低く¹、本格的に発展していくには限界があった。

1930年代には、今や世界的な大企業として成長した韓国を代表する企業グループ3社が設立された。1931年にはLGグループの前身である「ク・インフェ商店」が開店し、1937年には現代自動車グループの前身である「キョンイル商会」、1938年にはサムスングループの前身である「サムスン商会」がそれぞれ開店した。

¹ 李氏朝鮮時代は「士農工商」の意識が社会を支配していた。士を最優先にし、工と商に従事する者を軽視した。

そして、1940年の統計では、中小企業2,278社が211万人を雇用するまでに発展した（出所：朝鮮総督府統計年報）。

1950年代に入ってから、韓国経済が「朝鮮戦争（1950年～1953年）」により大きな被害を受けたため、米国からの援助物資を加工する生活必需品中心の軽工業を主とする中小企業が韓国の産業復旧過程に大いに関与し、韓国経済をけん引した。

政府は中小企業育成支援政策を行い始めたが、期待には及ばなかったという評価もある。

韓国では、1950年代後半から肥料、ゴム、セメント、ガラスなどの中間財中心の工業が発達し始めたが、中小企業は、労働集約的で、小資本で生産できる伝統的な加工業（地域特産品など）、二次加工業（織物、鋳物、練炭など）、加工サービス業（農機具修理、金属加工、衣類製造など）を中心に発展してきた。

重要な中小企業の発展史と韓国政府の中小企業への支援内容を年別に取りまとめると、下記のとおり。

- 1953年 「中小企業工業発展計画」発表
- 1954年 生活必需品生産中小企業への政府支援開始
- 1956年 「中小企業育成対策」確定
- 1960年 商工部中小企業課および中小企業審議会（中小企業担当の政策機構）新設
- 1961年 「中小企業育成のための総合対策」発表
- 1961年 「中小企業銀行法」制定
- 1961年 中小企業銀行設立
- 1967年 「中小企業信用保証法」制定
- 1967年 九老輸出産業工業団地竣工
- 1968年 「中小企業の日（毎年5月14日）」制定
- 1968年 商工部中小企業課が商工部中小企業局に格上げ
- 1971年 「中小企業の育成類型および類型別の重点育成対策」発表
- 1978年 「中小企業育成総合対策」発表
- 1978年 「中小企業振興法」制定
- 1979年 「中小企業振興工業団地」設立

- 1982年 「中小企業製品に対する購買促進法」 制定
- 1982年 「中小企業振興のための長期（1982年～1991年）計画」 発表
- 1986年 「中小企業創業支援法」 制定
- 1986年 中小企業の輸出100億ドル突破
- 1989年 「中小企業の経営安定およびリストラ促進に関する特別措置法」 制定
- 1990年 「中小企業研究院」 開院
- 1994年 「地域均衡開発および地方中小企業の育成に関する法律」 制定
- 1994年 「中小企業振興および製品購買促進に関する法律」 制定
- 1995年 「中小企業の事業領域の保護および企業間協力増進に関する法律」 制定
- 1996年 「中小企業の構造改善および経営安定支援のための特別措置法」 制定
- 1997年 中小企業庁設立
- 1997年 「小企業への支援のための特別措置法」 制定
- 1997年 「ベンチャー企業の育成に関する特別措置法」 制定
- 1998年 中小企業特別委員会運営（～2008年）
- 2000年 「小企業および小商工人への支援のための特別措置法」 制定
- 2001年 「中小企業技術革新促進法」 制定
- 2002年 「中小企業技術情報振興院」 開院
- 2002年 「中小企業の構造改善と在来市場の活性化のための特別措置法」 制定
- 2002年 中小企業勤労者数、1,000万人を突破
- 2003年 「中小企業人材支援特別法」 制定
- 2004年 「大企業・中小企業協力財団」 設立
- 2004年 中小企業競争力強化対策
- 2006年 「小商工人振興院」 開院
- 2006年 「大企業・中小企業相互協力促進に関する法律」 制定
- 2006年 中小企業の輸出1,000億ドル突破
- 2008年 中小企業の事業者数、300万社突破
- 2008年 「創業振興院」 設立

2010年 同伴成長委員会運営

2012年 中小企業専門TVショッピングチャンネル「Home&Shopping」放送開始

2017年 中小企業庁を格上げし、中小ベンチャー企業部を設立

2 韓国の中小・ベンチャー企業政策の変化

(1) 韓国の中小・ベンチャー企業政策の変化

韓国政策学会では、「中小企業政策50年史と中小企業政策の未来（2012年発刊）」で、韓国の中小・ベンチャー企業の政策の変化について次のように整理した。

①第1共和国～第2共和国（1948～1961年）：不在期

中小企業政策不在の時期とも評価される時期であり、政府の主な目標は、インフレーションなどによる経済の混乱を安定することに集中した。

1958年に「中小企業育成対策要綱」が発表された。中小企業への支援のために融資財源を確保することや中小企業の販路拡大を支援することなどが主な内容であった。中小企業に対する政府の政策が提示されたのは注目すべきことである。

中小企業に対する行政を専門的に担当するため、商工部に中小企業課を新設した。

②第3共和国～第4共和国（1963～1979年）：胎動期

大企業を優先する政策で、中小企業への政策が相対的に軽視されたが、中小企業のみを対象とした政策と法令が制度化され始めた時期でもある。

1960年代の韓国は、世界最貧国の一つであったが、軍部独裁政権の強力な経済政策により、経済成長率が年平均9.3%に達するなど、高度経済成長を果たした時期であった。

政府による支援も本格化し、1965年には「中小企業基本法」が制定され、中小企業を発展させるため、多くの政策が発表された。特に、税制支援が多く、中小企業に対する所得税、法人税などを減免する措置が実施された。中小企業への融資、技術支援、販路開拓支援などの政策も続々と発表され、中小企業への支援が多様化した。

中小企業への行政をより専門に担当するため、商工部の中小企業課が中小企業局に昇格された。

③第5共和国～第6共和国（1981～1992年）：保護育成期

中小企業振興のための長期計画の発表および固有業種制度などを通じて中小企業を保護、育成するための政策を進めた時期である。

軍部による統治が続いており、国民の反発が高まり民主化運動が激化するなど、政治的には不安定だったが、1986年から1989年に年平均経済成長率が13%に高まるなど、経済的には安定的な成長を持続していた。

1970年代から深化した韓国経済の重化学工業、大企業中心の経済成長で、相対的に中小企業の競争力が低下した。そこで、中小企業を保護し育成する政策が政府内

で講じられることになった。1981年には「中小企業振興長期計画（1982～1991年）」、1982年には「中小企業製品購買促進法」、1985年には「中小企業優先育成業種制度」、1986年には「中小企業創業支援法」などの政策が続々と発表され、中小企業への各種支援策が行われた。

1980年代後半からは、後発開発途上国の発展による競争の激化などで、中小企業の経営環境が悪化した。中小企業の競争力強化やリストラを促進するため、「中小企業の経営安定およびリストラの促進に関する特別措置法（1989年）」が制定された。

④文民政府（1993～1997年）：自律と競争による高度化期

30年間の軍出身大統領統治が終わり、民間人出身の大統領の時代が始まり、全分野でグローバル化と開放化という時代的变化が起きた。

政府は、韓国経済の成長エンジンとしてベンチャー企業を育成することを政策目標として掲げ、「ベンチャー企業の育成に関する特別措置法」を発表し、ベンチャー企業の操業を促進し、産業のリストラを奨励した。

1992年には体系的で効率的な中小企業への支援システムを確立させるため、中小企業庁を設置し、中小企業の政策推進を担当させた。中小企業庁は、中小企業を支援するための多様な政策を発表した。

1995年にはWTO体制が始まり、中小企業に対する政策が既存の「保護と育成」から「自律と競争」を通じた体質改善や高度化へと大きく方向転換することになった。

⑤国民政府（1998～2002年）：ベンチャー企業の促進および競争力強化期

アジアを中心に襲った通貨危機（1997年）により、韓国経済も大きなダメージを受けた。これを克服する一環として、ベンチャー企業を中心に中小企業の起業を奨励し、中小企業の競争力の強化を推進した時期である。

通貨危機で、社会経済的な混乱が発生したが、この危機を克服するために中小企業への多様な支援政策が行われた。特に、情報通信分野企業とベンチャー企業を集中して育成する多様な政策が発表された。このため、国民政府の期間中、合計で約1兆9,200億ウォンの創業資金を約8,000社に支援した。

中小企業庁は、中小企業担当機関として多くの政策を立案しているが、関係省庁の協力を引き出し、調整していくには、大統領直属委員会を設置する必要があるとの判断で中小企業庁より格上の組織である「中小企業特別委員会」を設立した。

政府のベンチャー企業への支援が集中したため、一部からはベンチャーバブルと批判されるほどのベンチャー企業ブームになったが、一部のベンチャー企業は大企業レベルに成長するなど、成果も多かった。

⑥参与政府（2003～2008）：革新型中小企業育成期

中小企業を強化するために革新型中小企業を中心に技術、人材、資金、販路などの経営全般に対する支援を強化した時期である。

米国で発生したサブプライム住宅ローン危機の中でも国民所得が初めて20,000ドルを突破し、経済成長率が4%を超えるなど、経済的に安定していた。

前政権の経済政策を引き継ぐ形で、ベンチャー企業への支援政策を実施した。名称は「革新型中小企業」に変えたが、内容は類似している。

2004年には、「中小企業競争力強化総合対策」を発表した。主な内容は、短期対策として中小企業の経営環境悪化を改善するための金融支援、中長期対策として創業段階企業への資金支援、成長段階企業への人事・販路支援、リストラ段階企業への業種転換支援などである。

⑦李明博政府（2008～2013年）：共存期

ビジネスフレンドリーな政策を基調に、グローバルな競争の下で、企業の持続可能な競争力を確保するため、大企業と中小企業が共存できる戦略を進めた時期である。

企業に対する規制を緩和する様々な政策を発表した。中小企業政策としては、革新型中小企業5万社の育成、新規雇用50万人の創出、中小企業創業手続きの簡素化、金融支援の強化などを推進した。

企業の持続可能な競争力を確保していくためには大企業と中小企業の共存、協力を促す政策が必要であるとの認識の下で、2010年には「同伴成長委員会」を設立し、「大・中小企業の同伴成長推進対策」を発表した。

⑧朴槿恵政府（2014～2017年）：未来準備期

朴槿恵政府は、「雇用中心の創造経済」を国政目標として提示した。未来産業と中小企業に重点を置いて政策を立てたが、大統領が任期途中で弾劾を受けたため、一貫性のある政策推進が容易でなかった。政府の国政目標の達成と経過については、政治的な議論が多く、現状では評価する研究資料が多くない。

（2）現政府の政策の方向性

国政企画諮問委員会は、2017年7月19日、「文在寅（ムン・ジェイン）政府の国政運営5ヵ年計画」を発表した。同計画は、現政府が5年間推進する政策の骨格に該当するもので、「国民の国、正義の大韓民国」を国家ビジョンとして設定し、5大国政目標、20大国政戦略、100大国政課題、487実践課題を提示した。経済部門では、「共に繁栄する経済」を国政目標と設定した。

共に繁栄する経済を達成するために提示された戦略は、5つで構成されている。所

得主導成長のための「雇用経済」、活力に満ちた「公正経済²」、庶民と中産層のための「民生経済」、科学技術が先導する「4次産業革命」、中小ベンチャー企業が主導する「創業と革新成長³」などが5大戦略の方向である。

中小ベンチャー企業が主導する「創業と革新成長」は、経済成長のパラダイムを大企業中心から中小ベンチャー企業を中心に転換するものである。中小ベンチャー企業をより体系的で強力に支援するために、政府は中小企業庁を「中小ベンチャー企業部」に格上げした。創業者が多い国に生まれ変わるために、投資を中心とし創業生態系を確立し、革新創業の活性化、創業企業に対する成長促進、再挑戦インフラの拡充等を強力に推進する計画である。

² 大企業の公正ではない企業活動により被害を受けている中小企業の状況を改善するための政策も発表された。「共に発展する大企業・中小企業共存協力」が課題として挙げられている。

³ 「中小企業及びベンチャー企業が主導する創業と革新成長」という大きな戦略の下に、「革新を後押しする創業環境づくり」、「中小企業の堅実な成長環境づくり」、「大企業と中小企業間の賃金の格差を減らし、中小企業の人材不足状況を解消」などが挙げられている。

3 韓国の中小・ベンチャー企業支援体制

(1) 中小企業に対する租税減免制度

1) 創業中小企業に対する租税減免

A 支援対象

下記の条件に合致する中小企業に租税減免を適用する。

- ①首都圏過密抑制圏域以外の地域で創業した中小企業
- ②創業後3年以内にベンチャー企業として指定を受けた中小企業
- ③創業保育センター事業者として指定を受けた者
- ④創業後4年以内でエネルギー新技術企業に該当される中小企業

B 支援内容

法人税、所得税：所得発生初年度を含む5年間に対し、50%を支援（若年者が創業した企業には、最初の3年間に対し75%を減免）

創業企業、創業ベンチャー企業に対する地方税の減免：取得税は創業の日から4年間75%減免、固定資産税は創業の日から5年間50%減免、登録免許税の減免など

2) 中小企業特別税額減免

支援内容：地域、業種、企業規模に応じて法人税・所得税の5～30%を減免

(表2) 中小企業特別税額減免の内訳

区分	首都圏	首都圏外
小企業	・卸小売業、医療業：10% ・上記業種のほか：20%	・卸小売業、医療業：10% ・上記業種のほか：30%
中企業	・知識基盤産業の10%（エンジニアリング事業、電気通信業、研究開発業、コンピュータプログラミング、システムの統合および管理業、映画・ビデオ、水および放送番組の諸作業、プロのデザイン業、オーディオ出版およびディスク録音業、広告物の作成業、ソフトウェア開発および供給業、放送業、情報サービス業、書籍・雑誌およびその	・卸小売業、医療業：5% ・上記業種のほか：15%

	他の印刷物出版業、創作および芸術関連サービス業)	
--	--------------------------	--

※「長寿誠実（10年以上経営の企業、総合所得1億ウォン以下、所得税法上誠実事業者）」中小企業の場合、10%の追加削減

（出所）各種資料を基に作成。

3) 創業・ベンチャー企業への税制支援

- A 創業投資会社などの株式譲渡差益などに対する非課税
- B エンジェル投資への税制支援
- C コールオプション権利行使時の利益に対し、譲渡所得税の課税が可能
- D ベンチャー企業、創業保育センターに対する地方税の税額軽減
- E 中小企業投資における税額控除（3%）
- F 雇用創出投資における税額控除（基本3%+追加4~6%）
- G 事業用資産などの投資金額に対し、税額控除（基本3%+追加4~6%）
- H 生産性向上施設への投資等に対する税額控除（工程改善、自動化施設などへの投資は、金額の7%）

4) 研究・人材開発費に対する税額控除

- A 新成長エンジン・源泉技術研究開発費：研究開発費用の30%を税額控除
- B 一般研究人材開発費：直前の課税年度の研究開発費用を超過する金額の50%、または当該年度研究開発費用の25%の中から選択した金額を法人税・所得税から控除

（表3）雇用創出のための税額控除

税額控除制度	控除対象	税額控除内容
中小企業雇用増加人数に対する社会保険料税額控除	前年比で雇用人員が増加した場合、社会保険料を控除（国民年金、雇用保険、産業災害補償保険、国民健康保険、長期療養保険）	若年者：100%、その他：50%
中小企業従業員に対する所得税の減免	中小企業に就職する若者、60歳以上、障害者、経歴断絶女性（結婚、出産などで一度退職した女性）の勤労所得税	70%（150万ウォン限度）

中小企業非正規職員の正規職員転換時の税額控除	非正規職員を正規職員に転換した勤労者数	1人当たり700万ウォン
若年者正規職員勤労者の増加時に税額控除	若年者正規職員勤労者の増加者	1人当たり1,000万ウォン

(出所) 各種資料を基に作成。

(2) 中央・地方政府による支援事業

1) 中央政府による支援事業

A 創業、再起、事業転換支援事業

A1 アイディア、技術創業支援

A1-1 創業成功パッケージ (若年者創業アカデミー)

a 支援内容：優秀な創業アイデアおよび高度な技術を有している若年CEO (予備軍を含む) の円滑な創業のために「若年者創業アカデミー」で創業教育、テスト製品開発、製品販売などの事業化の過程における支援および投資誘致、政策資金の融資等を成長段階別に支援。

b 予算規模：540億ウォン

c 支援対象：39歳以下の創業予備軍、または創業後3年以下の企業代表者、525人 (チーム)

A1-2 先行ベンチャー連携の技術創業支援事業

a 支援内容：創業者の成功創業のために先行ベンチャー企業のインフラを活用し、成功ノウハウを伝授させるなどしてビジネスを支援する。創業全般に必要なインフラ構築、教育、コンサルティング、事業アイテム開発およびマーケティング費用などを支援する。先行ベンチャーの直接投資および商品の購入、アウトソーシング、投資誘致、海外マーケティングなどの協力事業連携を支援。

b 予算規模：76億ウォン

c 支援対象：創業予備軍 (チーム) または創業後3年以内の企業、85人 (社)

A1-3 Kスタートアップ・グラウンド・チャレンジ事業 (コンテスト型)

- a 支援内容：海外の優秀なスタートアップの国内進出およびアジア市場への進出を支援
- b 予算規模：外国人（在外韓国人）創業予備軍および創業後5年以内の外国人企業
- c 支援対象：外国人、在外韓国人60チーム

A1-4 グローバル・アクセラレーター活性化事業

- a 支援内容：国内創業企業の海外創業や進出のための研修およびインキュベーション・プログラムの提供、外国人の国内創業を支援するプログラム。創業企業のグローバル進出のための理論と実践学習プログラムおよび本格的に現地に進出し創業するための教育プログラムを提供する。
- b 予算規模：72億ウォン
- c 支援対象：創業企業のグローバル進出支援は創業後5年未満の創業企業、外国人の韓国創業支援は外国人創業予備軍および創業後3年未満の企業、90チーム

A1-5 創業先行大学育成事業（コンテスト型）

- a 支援内容：優秀な創業支援能力とインフラ（専門人材、研究設備など）を備えている創業先行大学で有望な創業予備軍を発掘し、創業準備から創業後成長段階までの前段階をパッケージ方式で支援する。テスト製品の開発、知的財産権の出願および登録、マーケティング活動など、創業事業化に要する資金を支援（1社あたり最大1億ウォン、1,050社程度）する。

事後支援：創業アイテム事業化に参加した企業のうち、優秀な創業者を対象に性能改善、広報、マーケティングなど、事業高度化資金を提供（1社あたり最大3,000万ウォン、150社程度）。

- b 予算規模：895億ウォン
- c 支援対象：創業予備軍または創業後3年以内の企業の代表、全国40大学から1,100社程度

A1-6 大韓民国創業リーグ（コンテスト型）

- a 支援内容：創業コンテストで、受賞者には報奨金と創業段階での事後支援の機会を提供
- b 予算規模：14億ウォン
- c 支援対象：優秀な技術やアイデアを有する創業予備軍（チーム）および創業後3

年以内の者（チーム）、5,000チーム程度

A1-7 民間投資主導型の技術創業支援事業（Talk Image Perform Stage）

a 支援内容：成功したベンチャー企業が主導するアクセラレータ（TIPS運営会社）が有望な技術創業チームを厳選して投資をし、インキュベーション、研究開発、海外マーケティングなどをパッケージで支援する高度な技術創業支援プログラム。運営会社のエンジェル投資金（1億ウォン程度）に、政府の研究開発資金（最大5億ウォン、バイオ分野の場合は最大7億ウォン）をマッチングして提供し、選定評価を通じて創業事業化資金（最大1億ウォン）、海外マーケティング資金（最大1億ウォン）、エンジェル投資マッチングファンド（最大2億ウォン）を追加で提供。

b 予算規模：190チーム程度

c 支援対象：「中小企業基本法」第2条による中小企業として、事業開始後7年以内の2人以上で構成したチーム（企業）、190チーム程度

A1-8 創業跳躍パッケージ支援事業

a 支援内容：専門家による指導、ビジネスモデルの革新、アイテム補強等を支援し売上高の増加やグローバル進出を支援するプログラム

b 予算規模：500億ウォン

c 支援対象：創業後3年以上7年未満の中小企業、1,000社（事後支援含む）程度

A1-9 共存サポーターズ社内創業プログラム

a 支援内容：大企業、中堅企業、中小企業の社内から有望なベンチャーチームを発掘し、アイテムの事業化および会社を分離し創業するために必要な資金およびサービスを支援するプログラム。各社内ベンチャーチームあたり最大1年間で2億ウォン以内の事業化資金およびサービスを提供（親企業から1億ウォン（現物を含む）以上を先行的に投資する際、政府予算の1億ウォンを合算し提供）

b 予算規模：政府予算100億ウォン（企業からの投資額100億ウォンに対し）

c 支援対象：企業内部で運営中または予定中の社内ベンチャーチーム、100チーム程度

A1-10 シニア技術創業センターの運営

a 支援内容：シニア（40歳以上）の創業者（創業予備軍）がキャリア、ネットワ

ーク、専門性を活用し、ビジネスが成功できるよう支援するセンター（シニア技術創業センター）を運営。創業関連教育、創業支援（創業準備の場所を提供し、経営コンサルティング）などを実施。

- b 予算規模：シニア技術創業センター25ヵ所運営（2018年、47.4億ウォン）
- c 支援対象：40歳以上の創業者（創業予備軍）

A1-11 世代融合型創業事業化支援

a 支援内容：キャリア、ネットワークを保有している熟練退職者と若年者のアイデアをマッチングしている世代融合型創業予備軍チームを発掘し、創業からビジネス展開の全段階を集中的に支援する事業。創業アイテムの開発、技術情報収集活動、事業化活動とマーケティング等にかかる資金の提供（最大1億ウォン）、教育および相談（選抜された創業チームが希望するカスタマイズ教育および専門家の指導）の支援、インフラ提供およびその後の支援（オフィススペースおよび会議室などの提供）、優秀創業チームへのフォローアップ支援（最大3千万ウォン）など。

- b 支援規模：6機関、120課題程度（2018年、113億8,000万ウォン）
- c 支援対象：シニア（40歳以上、キャリアは10年以上の熟練者）と若年者（39歳以下）でチームを構成した創業予備軍、または創業3年以内のチーム

A1-12 シニア人材サポーター支援事業

a 支援内容：技術、経験、ネットワークが豊富な熟練退職人材が、若年者の創業した企業へのコンサルティング（コーチングおよび派遣勤務）が可能となるよう活動費を提供

- b 予算規模：2018年14億ウォン（シニア人材100人）
- c 支援対象：技術創業分野の創業後3年以内企業

A2 知識サービス分野における創業活性化および成長基盤の構築

A2-1 スマート創作所

a 支援内容：創業に対する実習教育、マーケット検証、事業化を段階的に支援する。創業に対する実習教育（オンライン、オフライン教育）、マーケット検証（最大500万ウォンで顧客反応調査および製品製作資金の提供）、事業化資金の提供（材料費、人件費、開発費など最大2,000万ウォン）。

- b 予算規模：被教育者5,000人前後、マーケット検証支援540チーム程度、事業化

支援135チーム

c 支援対象：アプリ、コンテンツ、ソフトウェアなど、ICT基盤の有望な知識サービス分野の創業予備軍であり、創業後3年以内の企業（被教育者5,000人前後、マーケット検証支援540チーム程度、事業化支援135チーム）

A2-2 スマート・ベンチャー・キャンパス

a 支援内容：SW、コンテンツ、融合など有望な知識サービス分野の専門企業の育成のために、全国5カ所のスマート・ベンチャー・キャンパスで若年者の創業者を募集し、事業計画から開発、事業化に至るまで、ビジネス展開を集中的に支援する。創業後の事業化のための資金、教育、指導、マーケティング、オフィススペース等を支援。

b 予算規模：124億ウォン、全国5ヶ所のスマート・ベンチャー・キャンパス運営

c 支援対象：SW、コンテンツ、融合など有望な知識サービス分野の創業および事業化を希望する創業後3年以内の企業（代表が39歳以下、創業予備軍を含む）。

A2-3 1人創造企業⁴ (one person creative company) ビジネスセンター

a 支援内容：1人創造企業や創業予備軍にビジネススペースを提供し、創業や経営に必要な専門家の個別相談および専門教育等を通じ、1人創造企業の創業および事業化を支援。事務スペース、会議室、相談室などの私用及び共用のビジネススペースを提供。税務、会計、法律、創業、マーケティング分野の専門家との相談、教育、ネットワーク活動を通じた情報提供などの経営支援を提供。

b 予算規模：55億8,000万ウォン（全国50カ所のビジネスセンターを運営予定）

c 支援対象：1人創造企業（創造性と専門性を備えた1人または5人未満の共同事業者で常時労働者なしで事業を営む企業）、創業予備軍

A2-4 1人創造企業へのマーケティング支援

a 支援内容：有望な1人創造企業を対象にマーケティングおよび輸出準備作業への支援により、1人の創造企業の事業化能力や輸出競争力を強化する。マルチメディア、デザイン、海外市場調査、広告宣伝、展示会の参加、認証取得などを幅広く支援。

b 予算規模：40億ウォン

⁴ 個人が社長であり、かつ、従業員である企業を意味する用語。主に知識サービス分野でユニークなアイデアを持っている個人が一人で創業し売上および利益を創出する企業をいう。

- c 支援対象：1人創造企業または1人創造企業の創業予備軍、350社程度

A2-5 創造経済イノベーションセンター

a 支援内容：全国17ヵ所の創造経済イノベーションセンターの設置および運営を通じて、対象地域内人材のユニークなアイデアの事業化および創業等を支援する事業。経営指導、創業教育、投資誘致、IR、創業者コンテスト、創業におけるセミナー、対象地域の創業者と企業間のネットワーク、マーケティングおよび販路開拓、グローバル進出などを支援。創業関連法律、特許取得、金融業務、経営などのコンサルティングを提供。

- b 予算規模：376億9,000万ウォン

- c 支援対象：創業予備軍、創業後3年未満企業

A3 事業転換および再創業支援

A3-1 再跳躍支援資金

a 支援内容：事業転換（1社あたり年間最大70億ウォン）、構造改善（1社あたり年間最大10億ウォン以内）、再創業（1社あたり年間最大45億ウォン）など、企業の経営正常化と再跳躍に必要な資金を融資。

- b 予算規模：事業転換1,000億ウォン、構造改善290億ウォン、再創業1,000億ウォン

c 支援対象：事業転換は、3年以上経営している常時従業員数5人以上の中小企業として「中小企業事業転換促進に関する特別法」に基づき事業移行計画の承認を受けた中小企業など。構造改善は、銀行や政策金融機関から推薦している企業等。再創業は、事業の失敗により資金調達が困難な企業者など

A3-2 中小企業進路提示コンサルティング

a 支援内容：経営危機に陥った企業を専門家が訪問し、経営状況を診断し、構造改善、事業整理や企業再生に対する情報を提供する事業

- b 予算規模：10億ウォン

c 支援対象：企業経営に問題を抱えているか、今後の経営悪化が予想される中小企業で、構造改善更生手続等のコンサルティングを希望している中小企業、370社

A3-3 中小企業構造改善計画コンサルティング

a 支援内容：構造改善の推進が必要な経営が危機的な状態の企業に専門家が訪問し、ビジネス、マーケティング、生産、人材、財務など事業全般における構造改善計画をコンサルティング。

b 予算規模：11億5,000万ウォン

c 支援対象：経営上の問題で構造改善推進が必要な中小企業、40社

B 金融支援

B1-1 創業企業支援資金

a 支援内容：優れた技術力と事業性はあるが、資金力が不足している中小・ベンチャー企業の創業を活性化させ、雇用創出を図るための融資を提供

①施設資金

- ・生産設備および試験検査設備の導入などに必要な資金
- ・情報化促進およびサービス提供等に必要な資金
- ・プロセスのインストールおよび安定性評価等に必要な資金
- ・事業所の建築資金、土地購入費、保証金
- ・事業場の購入資金（買取、競売、公売）：事業所の確保資金は、事業継続の必要に応じて1社あたり3年以内で1回限り支援
- ・流通および物流施設等の導入に必要な資金

②運転資金

- ・創業にかかるコスト、製品の生産コストおよび企業経営に必要な資金

b 予算規模：1兆8,660億ウォン

①貸出期間

- ・施設資金：10年以内（据置期間4年以内を含む）
- ・運転資金：5年以内（据置期間2年以内を含む）
- ・若年者専用創業資金：施設資金、運転資金共に6年以内（据置期間3年以内を含む）

②貸出限度

・1社あたり45億ウォンまで（地方所在企業には50億ウォンまで）、売上高の150%以内

c 支援対象：事業開始日から7年未満の中小企業および創業予備軍、または代表者

が39歳未満で事業開始日から3年未満の中小企業および創業予備軍

B1-2 新成長基盤資金

a 支援内容：事業性と技術性に優れた、有望な中小企業の生産性の向上、高付加価値性を有し競争力を強化させるために必要な資金を提供

①施設の資金

- ・生産設備および試験検査設備の導入などに必要な資金
- ・スマート工場、工程の革新および自動化構築などに必要な資金
- ・情報化の促進およびサービスの提供等に必要な資金
- ・プロセスの構築および安定性評価等に必要な資金
- ・流通および物流施設等に必要な資金
- ・貿易および輸出関連安全施設の設置等に必要な資金
- ・事業所の建築資金・土地購入費・保証金：土地購入費は、建築許可（産業団地などの計画立地の入居契約者を含む）が確定した事業用敷地内で6ヵ月以内に着工が可能な場合に限る
- ・事業所の確保資金（買取、競売、公売）：事業継続の必要性に応じて1社あたり3年以内で1回限り支援
- ・造成工事費（協同化およびコラボレーション事業の承認企業に限る）
- ・その他、生産性の向上、生産環境の改善および厚生福祉施設の確保などに必要な資金

②運転資金

・上記の設備資金融資を受けた企業のうち、施設導入後にかかる初期稼働費（施設資金の50%以内）

*知識サービス産業、文化コンテンツ産業を営む企業、協同化およびコラボレーション事業を承認された企業、国土交通部認定の優秀物流企業、高成長企業への育成資金については、施設資金とは別に、製品生産コスト、製品開発コスト、市場開拓コストにかかる運転資金を貸し出すことが可能。

b 予算規模：9,400億ウォン

c 支援対象：新成長有望資金、技術事業性に優れた企業向けの資金、製造現場スマート化資金に区分して支援（下記参照）

①新成長有望資金：「中小企業基本法」上の創業後7年以上の中小企業

②技術事業性に優れた企業向けの資金：「中小企業基本法」上の創業後7年以上の中小企業の中で企業評価優秀企業

③製造現場スマート化資金：「中小企業基本法」上の創業後7年以上の中小企業の中で、政府のスマート工場普及拡大事業に選定された企業、ITと連携しプロセスの改善および自動化ベースの生産性向上を推進している企業等

B1-3 緊急経営安定資金

a 支援内容：災害、経営上の問題の解消などの緊急所要資金を支援し中小企業の安定経営基盤を構築。

b 予算規模：1,000億ウォン

①貸し出し期間：5年以内（据置期間2年以内を含む）

②貸し出し限度：1社あたり年間10億ウォン以内（3年間で10億ウォン以内）

c 支援対象：「中小企業基本法」上の中小企業で、為替レート変動による被害、大型事故による被害、政府指定の産業構造調整対象業種（造船、海運、鉄鋼、石油化学、建設）関連の被害、大企業のリストラによる被害、主要な取引先の倒産および支払条件の悪化に起因する損害、技術流出による被害、FTA関連による被害、景気低迷やサービスの低下による苦情が発生した企業および中小ベンチャー企業部の長官指定で支援が必要と認める事由が発生した企業。売上高または営業利益が10%以上減少した企業、大型事故（火災など）で被害規模が1億ウォン以上の企業等。

B1-4 投融資複合金融資金

a 支援内容：技術の成果、将来の成長の価値が優れた企業を対象に、融資に投資的な要素を複合した資金を提供し、創業の活性化および成長段階への進入を図る

①施設資金：生産設備、試験検査機器の導入、情報化促進およびサービス提供等に必要な資金（建築および事業所の購入資金を除く）

②運転資金：創業にかかるコスト、原副資材の購入費、市場開拓費、製品の生産コスト、コンテンツ制作コストおよび企業経営に必要な資金

b 予算規模：1,800億ウォン

①貸出期間

・利益共有型ローン：5年以内（据置期間3年以内を含む、ただし、創業後3年未満の企業は6年以内（据置期間3年以内を含む））

・成長共有型ローン：5年以内（据置期間2年以内を含む、ただし、創業後7年未満

の企業は7年以内（据置期間4年以内を含む）

②貸出限度

・45億ウォンを限度に（地方所在企業は50億ウォンまで）売上高の150%以内（運転資金は、10億ウォン以内）を提供

c 支援対象：利益共有型ローン、成長共有型ローンに分けて支援

①利益共有型ローン：技術開発および市場参入などの段階で、将来の成長性が大きい企業として、一定レベルの営業利益達成が予想される創業後7年未満企業

②成長共有型ローン：技術の成果、将来の成長の価値が大きい企業として、企業公開する可能性があるものの民間創業投資会社（創業投資組合）が投資していない企業

B1-5 新市場進出支援資金

a 支援内容：中小企業が保有している優れた技術の製品化、産業化を促進および輸出品の生産コストを補助し技術ベースの輸出中小企業を育成

b 予算規模：4,900億ウォン

①貸出期間

・施設資金：10年以内（据置期間4年以内を含む）

・運転資金：5年以内（据置期間2年以内を含む）

・グローバル進出支援資金のうち、輸出金融：1年以内（一時償還）

②貸出限度

・1社あたり20億ウォン以内

c 支援対象：開発技術事業化資金、グローバル進出支援資金に区分して支援

①開発技術事業化資金の融資：「中小企業基本法」上の中小企業として、独自技術を事業化するInno-Biz（技術革新型中小企業の1つ）、Main-Biz（技術革新型中小企業の1つ）、ベンチャー企業、知的財産経営認証企業（特許庁認証）など

②グローバル進出支援資金融資：製品（サービスを含む）を輸出しようとする中小企業

B2 信用保証支援

B2-1 信用保証基金

a 支援内容：企業の将来の成長性と企業価値を評価して企業経営に必要な各種債務に対する保証を支援することにより、中小企業が資金繰りを円滑に行うことができるように支援する制度。企業が金融機関等に対して負担する各種債務に対する保証

b 予算規模：保証残高45兆ウォンで運用

保証限度：30億ウォン、信用が脆弱か規定で別に定める企業は15億ウォン以内に制限

c 支援対象：営利を目的に事業を営む個人および法人とこれらの団体

B2-2 技術保証基金

a 支援内容：担保力は不足しているが、技術力を有している中小企業の技術性、事業性など将来価値を評価し保証書を発行し、金融機関等からスムーズに資金の支援を受けることができようにする制度。

①融資保証：金融機関から各種資金を融資受ける場合、担保として利用

②手形保証：企業の営業活動に関連する担保手形の支払いを保証

③履行保証：企業が工事、物品の供給、役務提供等のための入札や契約時に納付すべき各種の預金に対する担保として利用

④貿易金融保証：輸出企業の原材料購入のための貿易金融に対する保証

⑤電子商取引保証：企業間の電子商取引代金決済のための貸付金または買掛購入資金に対する保証

⑥バイヤー金融保証：配達企業中心のプロバイダー金融方式で購入企業に直接金融を提供して納品代金を決済させる制度で、企業の購入資金の融資と企業の購入専用カードローンに対する保証

b 予算規模：保証残高20兆6,000億ウォンで運用

c 支援対象：新技術事業を営んでいる中小企業

B2-3 地域信用保証財団

a 支援内容：担保力が不足している小企業や小商工人（小規模の個人事業者など）に保証書を提供し、小企業や小商工人でも銀行から資金を円滑に調達できるよう支援する制度。

b 予算規模：10兆ウォン規模の保証書提供（保証の制限：1社あたり最大8億ウォン）

c 支援対象：「中小企業基本法」第2条による中小企業、「小商工人支援および保護に関する法律」第2条による小商工人など

B2-4 売上債権保険

a 支援内容：中小企業が売掛で商品やサービス販売代金を回収できないことに備えた保険。中小企業は売掛金を回収できない可能性が高い⁵ため、保険に加入すると、これに備えることができる。企業が商品またはサービスを提供し取得した売上債権に対して保険で買収することにより企業の売掛取引に対するリスク管理ができるようにする。買い手の廃業、履行遅滞等の事由により売上債権や手形代金が回収できなくなった場合には、保険加入金額の範囲で保険金を支給。

b 予算規模：20兆ウォン

①保険限度

- ・売上債権の保険：適用企業（契約者）に対し最大50億ウォン（手形保険を含む）
- ・手形保険：適用企業（契約者）に対し最大10億ウォン

②保険料

- ・保険加入売上債権および手形に対し最低0.1%～最高5.0%

c 支援対象：中小企業および初期の中堅企業

C 技術開発支援

C1 技術開発資金支援

C1-1 中小企業技術革新開発事業

a 支援内容：国内外の環境変化による輸出および革新型中小企業の将来の成長有望分野の研究開発の支援により、中小企業がグローバルリーディングカンパニーとして成長するよう支援。

b 予算規模：376課題、586億ウォン（新規案件）、1,094課題、1,683億ウォン（継続案件）（合計2,269億ウォン）

①輸出企業技術開発（940億ウォン）

⁵ 韓国は、大企業に比べて中小企業の地位が低く、取引条件が不利になる傾向がある。そのため、バイヤーに商品やサービスを納品してから、その代価を現金で即時受領できず、納品後、（手形の発行などで）数ヶ月後に現金を受領するケースが多い。このような取引は、中小企業の経営状態を悪化させる主要要因として指摘されている。

・グローバル強小企業⁶支援（249億ウォン）：政府出資金は総事業費の65%以内、開発期間2年以内、最大6億ウォン（輸出能力に優れた「グローバル強小企業育成事業」に選定された企業を対象に、技術開発を支援。

・輸出有望企業支援（487億ウォン）：政府出資金は総事業費の65%以内、開発期間2年以内、最大6億ウォン。輸出額は100万ドル以上の輸出実績がある企業を対象に、将来の成長有望品目の技術開発を支援。

・輸出初心者支援（204億ウォン）：政府出資金は総事業費の65%以内、開発期間2年以内、最大4億ウォン。輸出額は100万ドル未満の輸出実績がある企業を対象に、将来の成長有望品目の技術開発を支援し輸出の安定化および輸出有望企業に育成。

②革新企業技術開発（1,329億ウォン）

・グローバル・スター・ベンチャー支援（192億ウォン）：政府出資金は総事業費の65%以内、開発期間2年以内、最大5億ウォン。技術革新型中小企業を対象に、4次産業革命および中小企業成長分野などに対する技術開発を支援。

・スター・ベンチャー支援（192億ウォン）：政府出資金は総事業費の65%以内、開発期間2年以内、最大5億ウォン。国内外優秀VC投資企業および地域推薦企業の海外投資の誘致、グローバルM&A、IPOなど、グローバル市場で成功する可能性の高い企業の技術開発を支援。

c 支援対象：「中小企業基本法」第2条の規定による中小企業で、次の各詳細事業別の申請資格要件を満たしている企業

①輸出企業技術開発

・グローバル強化：中小ベンチャー企業部「グローバル強小企業育成事業」に申請して選定されたグローバル強小企業の中で指定の有効期間内の中小企業

・輸出有望：最近2年以内に100万ドル以上の輸出実績を一度でも達成した中小企業

・輸出初心者：最近2年以内に100万ドル未満の輸出実績を一度でも達成した中小企業

* グローバル強化と輸出有望の同時支援は不可

②革新型企業技術開発

・革新型企業：ベンチャー企業や技術革新型中小企業（INNO-BIZ）認証企業、売上高比率で研究開発投資の割合が業種別平均以上で、企業付設研究所を保有している企業

・グローバル・スター・ベンチャー育成：中小ベンチャー企業部「グローバル・ス

⁶ 「強小企業」とは、企業規模は小さいが競争力の強い企業をいう。

ター企業選定委員会」で推薦された中小企業

C1-2 「ワールドクラス300」プロジェクト

a 支援内容：グローバル企業への成長意志と可能性を備えた中小・中堅企業を「World Class企業」に育成するプロジェクト。

①研究開発：世界的水準に飛躍のための重要なアプリケーション研究開発を支援（3～5年間）（1社あたり年間最大15億ウォンを支援、企業負担分は50%）

②マーケティング：ターゲット市場への進出のための海外マーケティングを支援（5年間）（1社あたり年間最大7,500万ウォンを支援、企業負担分は50%）

b 予算規模：新規選定30社前後

c 支援対象：中小、中堅企業の企業規模と企業の特性を満足する企業

①企業規模：売上高1兆ウォン未満の中小、中堅企業

②企業の特性

・前年度売上高比で輸出の割合が20%以上の企業の中で、最近3年間の売上高研究開発投資比率が平均2%以上（または最近5年間の年平均売上高増加率15%以上）の企業

・前年度売上高比で輸出の割合が10%以上の企業で、最近3年間の売上高比率で研究開発投資の割合が平均4%以上である企業

・最近3年間に年間直接輸出2,000万ドル～1億ドルを1回以上経験した企業で、最近3年間の平均直接輸出増加率5%以上（5千万ドル以上の企業は増加率の制限なし）の企業

C1-3 創業成長技術の開発

a 支援内容：成長可能性が高いものの、技術開発資金不足で困難に直面している企業に技術開発資金を支援

b 予算規模：2,727億ウォン（創業後7年以内の企業に必要な技術開発資金を総事業費の80%以内で、1～5億ウォン（技術開発期間1～2年）支援）

c 支援対象：「中小企業基本法」第2条の規定による中小企業で、創業後7年以内の企業

C1-4 購入条件付き新製品開発事業

a 支援内容：需要先（大企業、中堅企業、公共機関、海外企業など）の購入需要がある商品とサービスを開発する研究費に対し、支援対象の中小企業に資金の一部を支援。

b 予算規模：1,378億ウォン（1社あたり最大2年、10億ウォン）

c 支援対象：「中小企業基本法」第2条の規定による中小企業で、需要先（投資企業）から技術開発製品に対する「自発的購入同意書」の発給を受けた企業

C1-5 製品サービス技術開発事業

a 支援内容：製品のサービス化、サービス分野の新規ビジネスモデルの開発

①製品サービス化における課題：有望サービス分野を中心に、製品のサービス化開発を通じた新事業の創出および高付加価値化を支援

②新規サービスの創出における課題：技術創業が活発で、雇用創出効果が大きい分野のビジネスモデルの具現化を支援

③業種共通サービスにおける課題：本店と支店、複数の事業所保有企業、業種別団体やメンバーなど共通で活用できるビジネスモデルの具現化を支援

b 予算規模：83億ウォン、38社程度

c 支援対象：「中小企業基本法」第2条の規定による中小企業で、次の各詳細事業別の申請資格要件を満たす場合、事業の申請が可能

①製品サービス化における課題：製造業を営み、サービス融合対象製品を販売するベンチャー企業、または技術革新型中小企業（INNO-BIZ）認証企業

②新規サービス創出における課題：サービス業を営む企業

③業種共通サービス課題：サービス業を営む企業として、本店と支店、複数の事業所保有企業、中小企業コンソーシアム（2社以上で構成）、業種別協会や団体とコンソーシアムを構成した中小企業

C1-6 産学研協力技術開発事業

a 支援内容：中小企業大学、研究機関が保有する研究開発資源を活用し、技術革新能力を向上できるよう、中小企業と大学、研究機関間の共同技術開発を支援

b 予算規模：1,395億ウォン、約3,000社

①「第一歩」協力事業（387億ウォン）：政府の研究開発事業に新規に参加する企業、企業付設研究所を初めて設立する中小企業が大学と研究機関との共同研究開発を実行する際に支援

②「跳躍」協力事業（308億ウォン）：売上高5億ウォン以上、または従事者数5人以上の中小企業が大学と研究機関との共同開発を実行するための支援

③戦略協力事業（594億ウォン）：中小企業の技術競争力の向上、研究開発成果の向上等のため、戦略的産学官協力体系を構築および有望中小企業の発掘および育成するための支援

④産研専用事業：研究機関が課題を選定しこれら課題を中小企業と共同で研究開発を実行するための支援

⑤研究タウン事業：研究インフラが優れている大学や研究機関の中に、中小企業付設研究所を集積し、共同研究開発の実行支援

⑥地域有望中小企業事業：地域内の有望中小企業に選ばれた中小企業が同地域内の大学、研究機関と共同で研究開発を実行するための支援

⑦研究機器の共同利用事業（106億ウォン）：大学および研究機関等が保有する研究機器を中小企業が研究開発に活用するための機器利用料の支援

c 支援対象：「中小企業基本法」第2条の規定による中小企業で、課題別の資格基準を満たしている企業

①「第一歩」協力事業：政府の研究開発事業に初めて参加した企業、または企業付設研究所を新規で設立する中小企業

②「跳躍」協力事業：従事者数5人以上、または売上高5億ウォン以上の中小企業

③地域有望中小企業事業：地域有望中小企業のカテゴリーに該当する中小企業

C1-7 プロセス・品質技術開発事業

a 支援内容：製品およびプロセス改善に対する技術開発を支援することで、中小企業の製品競争力の強化および生産性の向上を支援。

b 予算規模：443億8,000万ウォン、1,115社

①製品・工程改善技術の開発（1,010社、340億9,000万ウォン）：既存のプロセスと製品の改善のための技術開発コストを支援。1案件あたり5千万ウォンが限度（総事業費の75%以内）。

②「根企業⁷」工程技術開発（105社、87億5,000万ウォン）：技術の波及力および共用性が高い「根技術」の適用範囲の拡大のための製品の適用技術および「根技術」

⁷「根技術」とは、「根産業振興と先端化に関する法律」で定められている鋳造、金型、塑性加工、溶接、表面処理、熱処理など、製造業全般にわたり活用されているプロセス技術として、大統領令で定める技術のこと。「根産業」は、根技術を活用し事業を営む業種または根技術に活用される機器メーカーとして大統領令で定める業種をいう。「根企業」は、根産業を営む企業をいう。

の高度化のためのプロセス改善技術の開発コスト支援。1案件あたり1億ウォンが限度（総事業費の75%以内）

c 支援対象：

①製品・工程の改善技術の開発：「中小企業基本法」第2条による中小企業。プロセス改善事業の対象は、工場登録証、または直接生産確認証明書を保有している企業

②「根企業」工程技術開発：根技術専門企業や根企業確認書を保有している企業

C1-8 中小企業ネットワーク型技術開発事業

a 支援内容：中小企業がネットワーク協力体を構成し、新技術や新製品を開発し新市場に進出することができる、すぐに事業化が可能な共同技術開発を支援する事業。

b 予算規模：147億ウォン

①企画支援：最大6ヵ月、3,000万ウォン

②研究開発：最大2年、6億ウォン

c 支援対象：新型中小企業（技術開発型）と事業化支援企業などで構成されたネットワーク協力体

C1-9 技術専門企業技術開発協力事業

a 支援内容：研究開発能力が不足する中小企業と設計・デザインなどの分野別の専門能力を保有している技術専門企業とのマッチングを支援

b 予算規模：106億5,000万ウォン（新規50課題・42億5,000万ウォン、継続64課題・64億ウォン）、技術専門企業の協力技術開発（42億5,000万ウォン）

c 支援対象：「中小企業基本法」第2条の規定による中小企業

C2 技術開発力の強化およびインフラストラクチャーの支援

C2-1 中小企業研究開発能力の向上

a 支援内容：研究開発企画能力が不足する中小企業に関連教育を実施し、企画を支援し、現場の技術関連問題を解決できるように支援する事業。

①研究開発企画支援：中小企業が開発しようとする新技術の技術分析と市場分析、技術開発と事業化戦略等のために企画機関とのマッチングを支援

②研究開発企画力の強化トレーニング：中小企業職員および関連団体を対象に、研究開発全段階（企画→技術開発→事業化）に対する教育およびコーチング

③カスタマイズ技術パートナー：技術人材が不足する中小企業の現場技術上の隘路解消を支援するため、大学の優秀な教授をマッチングし研究開発をベースに支援

b 予算規模：108億ウォン

①研究開発企画支援（57億ウォン）：340課題程度、3,000人教育

②カスタム技術パートナー支援（50億ウォン）：170課題程度

c 支援対象：「中小企業基本法」第2条の規定による中小企業

C2-2 中小企業技術事業化能力を強化

a 支援内容：研究開発後に死蔵された技術について、技術事業化における診断を通じた事業化の企画、市場検証および追加の研究開発の支援など、中小企業保有技術についてカスタマイズで事業化を支援。

b 予算規模：45億7,700万ウォン

①技術事業化診断支援：250社

②事業化企画支援：60社

③市場検証支援：32社

④市場親和型機能改善支援：20社

c 支援対象：政府が研究開発に成功したと判定した技術、または特許登録技術を保有している中小企業で、該当技術に関する事業化の成果（製品の量産、製品売上の発生）がない企業

C3 スマート工場普及拡大および技術流出防止

C3-1 スマート工場構築支援事業

a 支援内容：製品設計、生産工程の改善のためのIoTなど、先端技術が適用されたスマート工場ソリューションの構築およびソリューション連動自動化機器、制御センサーなどの購入を支援。現場の自動化・工場運営およびリアルタイム最適化（MES）、製品開発支援システム（PLM）、サプライチェーン管理・最適化（SCM/APS）、企業資源管理システム（ERP）など。

b 予算規模：596億ウォン（1,191社）、各企業に合計事業費の50%、最大5,000万ウォン支援

c 支援対象：中小・中堅製造企業

C3-2 生産現場デジタル化事業

a 支援内容：個別工場のスマート化のためのICTを組み合わせた生産現場カスタマイズ生産情報システム（POP、MESなど）の構築における支援および原産地証明システムの構築における支援

①導入課題：生産情報システム（POP、MESなど）を保有していない企業を対象に、生産現場のスマート化のためのシステムの構築を支援（総事業費の50%提供、最大6,000万ウォン）

②補完課題：生産情報システム（POP、MESなど）を保有している企業を対象に、既存のシステムの補完およびアップグレードを支援（総事業費の50%提供、最大4,000万ウォン）

③拡張課題：生産情報システム（POP、MESなど）と連携可能なシステム（生産計画、工程管理、物流管理など）の追加構築、または同時構築の支援（総事業費の50%提供、最大1億ウォン）

④原産地証明システム構築課題：原産地証明確認システムの導入を希望する輸出中小企業等を対象に、連携モジュールの構築および支援（総事業費の50%提供、最大1,000万ウォン）

⑤輸出課題：スマート工場統合ソリューションの開発、構築および導入企業の製品およびIT供給企業の統合ソリューションの輸出を支援（総事業費の60%提供、最大1億8,000万ウォン）

b 予算規模：230社、142億ウォン

c 支援対象：「中小企業法第2条」による中小企業

C3-3 ロボット活用中小製造工程革新の支援

a 支援内容：ロボットの導入を通じた生産性向上を希望する製造企業に必要な「ロボット工学関連コンサルティング」、「ロボット導入支援」、「ロボット活用における教育」などの後続支援まで、パッケージ的に製造企業の生産工程スマート化を支援。

b 予算規模：30億ウォン、全国12社程度

c 支援対象：国内の中小・中堅製造企業

C3-4 技術の保護能力の強化

a 支援内容：中小・中堅企業の技術流出防止および主要技術を保護するために技術保護に関する相談、技術資料の寄託、技術保護サービス、技術流出防止システムの構築を支援し、技術流出紛争に対する調整・仲裁を支援。

b 予算規模：

①技術保護相談：最大3日間の無料相談、必要に応じて7日まで相談費用の75%を支援。事前診断（最大3日、無料、セキュリティ教育を含む）、深化コーチング（最大7日、費用の75%を支援、最大157万5,000ウォン）。

②技術資料寄託制度：中小企業の重要な技術情報を信頼できる機関（大中小企業農業漁業協力財団）に安全に保管し、技術が流出した際、寄託した技術情報を活用し開発の事実を証明。

③技術流出防止システムの構築：総事業費の50%以内、最大4,000万ウォン

④技術防御サービス：8,000社

⑤中小企業技術紛争調整・仲裁：「中小企業技術紛争調整・仲裁委員会」を通じた調整・仲裁にかかる費用

c 支援対象：「中小企業基本法」第2条第1項による中小企業、または平均売上高3,000億ウォン未満及び中堅企業になり3年以内の中堅企業

D 人材流入の促進

D-1 技術革新型中小企業の研究人材への支援

a 支援内容：高度な研究人材が不足している問題を抱える中小企業に、優れた研究人材の派遣および採用等を支援し企業の技術競争力の強化および新規雇用の創出を促進する事業。

b 予算規模：246億ウォン、研究者750人前後

①公共研究所研究人材の派遣：政府出資研究所・専門研究所などの公共研究機関に所属している研究者の派遣を支援。3年以内（1回に限り延長可能）を期限に、公共研究所人材の派遣における人件費の50%を支援。

②新人の修士・博士研究員の採用：理工系修士・博士で、学位取得後5年以内の人材を採用する際人件費を支援（最大3年、基準給与50%）。

③高キャリア研究人材の採用：企業・公共研究院・大学等で、研究キャリアの学士10年、修士7年、博士3年以上の経験者を採用する際に、給与を支援（最大3年、基準給与50%）。

c 支援対象：

①公共研究所研究人材の派遣：企業付設研究所を保有している技術革新型、または経営革新型中小企業・ベンチャー企業

②新人の修士・博士研究員の採用：企業付設研究所（研究担当部署）を保有している中小企業

③高度キャリア研究人材採用：企業付設研究所（研究担当部署）を保有している中小企業

E マーケティング、広報への支援

E-1 中小企業マーケティング力の強化

a 支援内容：マーケティング活動上の問題に直面している国内の中小製造企業を対象に、マーケティング力強化プログラム（マーケティング、ブランド、広報）を介して、中小製造企業のマーケティング力を集中的に育成する事業。具体的には、海外市場調査（流通、物流システムなど）、海外の消費者の反応調査などのコンサルティングを通じて、海外進出および輸出能力強化支援、放送媒体、オンライン媒体、印刷媒体、屋外媒体等を利用した中小企業広報支援、販売戦略の策定、マーケティング力の強化、教育、個人・グループ相談会を通じた企業のマーケティング力の強化支援などがある。

b 予算規模：40億3,000万ウォン

c 支援対象：「中小企業基本法」第2条の規定による中小企業を支援対象とし、事業性、技術力等を評価し、成長の可能性に優れた企業（70社程度）

E-2 発掘・連携システム（アトム・スターズ）運営

a 支援内容：優れた中小企業のアイデア革新製品を発掘し、展示会、データベース化し中小企業と国内外流通チャネルバイヤーが互いに容易に交流できるよう、革新製品に関する情報を提供。国内外の様々な流通チャネルがリアルタイムに革新製品情報を検索・活用できるよう、創業・革新企業のアイデア革新製品を発掘・選別、商品検索ができるようにデータベースを構築する。

b 予算規模：8億ウォン

c 支援対象：中小企業が製造・委託し生産した消費財完成品および韓国内製造企業から供給を受けて販売している中小小売企業の商品のうち「優秀中小企業発掘・連携システム」に登録を申請した製品（3,000アイテム）

E-3 オンライン企画展

- a 支援内容：中小企業製品のオンラインショッピングモールへの入店に必要なインフラ提供とオンラインで販売可能な製品を集める販売企画展の開催など、中小企業のオンライン市場への進出を支援。
- b 予算規模：27億ウォン、オンライン企画展（オンラインショッピングモール、ショッピング、Video Commerceなど）110回以上開催
- c 支援対象：「中小企業基本法」第2条に規定している中小企業が製造・委託し生産した消費財完成品（一般消費者が購入可能な製品）

E-4 マーケティング大戦

- a 支援内容：中小企業のビジネス関連活動を促進するための総合展示会を開催し、中小企業製品のイメージ向上、販路拡大、広報の強化等の機会を提供
- b 予算規模：6億ウォン
- c 支援対象：中小企業および中小ベンチャー企業部「マーケティング支援事業」に参加している企業等、300社

E-5 「政策ストア」運営

- a 支援内容：中小企業製品専用ストアである「アィムショッピング政策ストア」で優秀な中小企業が生産した優秀製品の市場検証と流通網連携を支援。独自ストアの開設が困難、または新商品の新規市場への進出が必要な中小企業のアイデア優秀製品を対象に販売スペースを提供。流動人口が多い地域に個別ストア方式、またはショップインショップ方式でストアを運営し、展示販売のためのインテリア費用を提供し、販売専門人材を提供してプロモーション・広報の実施を支援。
- b 予算規模：26億2,000万ウォン
- c 支援対象：商品を製造する中小企業およびその商品を扱う中小企業、アイデアや技術力が優れており、優秀な品質の消費財完成品（アィムショッピングストア入店対象社は2,000社）

E-6 オフライン企画展

- a 支援内容：「優秀中小企業発掘・連携システム」に登録されている中小企業革新製品を対象に、大規模な流通網内販売企画展を開催してプロモーション・広報および市場検証を支援。大型流通網や専門機関が協力して商品を企画し、それを該当流通網内の編集ストアで販売を実施。

- b 予算規模：4億5,000万ウォン、オフライン販売企画展6回開催
- c 支援対象：中小企業が製造・委託し生産した消費財完成品および国内メーカー企業の商品を販売している中小小売企業の商品のうち、「創造革新製品発掘・連携システム」に登録されている商品

E-7 中小企業共同A/S（アフターサービス）支援

- a 支援内容：優れた製品を生産しながらも資金、人材などが不足し自主的にA/Sシステムを備えることが難しい中小企業を対象に、全国的A/Sシステム構築を支援することで、製品競争力の強化と顧客の信頼向上による販路拡大を支援。
- b 予算規模：59億2,000万ウォン
- c 支援対象：国内の工場で一般消費財完成品を生産する中小企業として、独自のA/Sシステムを備えていない企業、500社。

E-8 中小消耗性資材納品企業への支援

- a 支援内容：中小消耗性資材納品業支援センターを設置し、マーケティング支援、共同MROシステムを通じた購買代行事業における総合サービスを提供するなど、中小消耗性資材納品業者の競争力強化を支援。MRO市場におけるマーケティング力の強化（オンライン教育およびマンツーマンでのコーチング）および販路開拓支援（公共機関の入札情報分析の提供）など、多方面での中小納品業者への支援。
- b 予算規模：6億ウォン
- c 支援対象：国内の中小消耗性資材納品企業、中小規模の購入代行企業等（250社）

E-9 優秀製品の公営ショッピング（アイムショッピング）入店販売

- a 支援内容：中小・ベンチャー企業製品と農畜水産物を中心に放送を編成し、TVショッピング業界で最低販売手数料率23%を適用し販売することにより、中小企業と農漁民にTVショッピング展開を支援
- b 予算規模：約1,600製品分
- c 支援対象：中小企業製品、国内農畜水産物の加工品

F 輸出

F-1 輸出成功パッケージ

a 支援内容：中小企業の能力に応じ、輸出企業化、輸出高度化の2つのプログラムに区分し、輸出の全過程に至る準備・マーケティング活動を個別支援。輸出準備活動、デザイン開発、広報・広告、オンラインマーケティングなどの海外マーケティング関連サービスを行う機関を介して支援し、サービス料金の最大70%を提供（VAT別途、売上高規模別差額支援）。

(表4) 輸出関連支援項目と内容

支援分野	支援項目詳細
輸出準備インフラ	輸出ブランド開発、デザイン開発（カタログ、製品およびパッケージデザイン、モバイルウェブ・アプリ、ウェブサイト、外国語商品ページ制作など）、製品マニュアル制作、商品ページ制作、外国語資料通訳・翻訳、ライセンス認証、海外規格認証取得、信用認証サービスなど
戦略コンサルティング	経営指導、ターゲット市場輸出戦略（ロードマップ）企画およびコーチング、投資誘致コンサルティング、特許・認証・試験・輸出IP戦略コンサルティング、海外進出戦略コンサルティング、中長期成長戦略コンサルティング、関税還付コンサルティング、海外投資誘致関連税務・会計関連コンサルティング、英文提案書分析コンサルティングなど
輸出能力強化教育	貿易関連教育（貿易実務、グローバルマーケティング担当者養成、戦略的市場進出、中国市場e-ラーニング、ビジネス会話など）、海外マーケティング能力強化トレーニング、知的財産権関連能力強化教育など
広報・広告・マーケティング	TV・新聞・雑誌・PPLプロモーション、プロモーションビデオ制作、SNS・検索エンジンマーケティング、TVショッピング、オン・オフラインショッピングモールマーケティング（入店代行、販促展、海外独立ショッピングモールの構築）など
調査・情報	海外市場調査、消費者リサーチ、バイヤー発掘調査、バイヤーDBターゲットマーケティング、競争製品動向調査、海外企業（バイヤー）信用調査、原副資材供給先調査、海外市場産業説明会など
展示（商談）会、バイヤーマッチング	海外展示会参加（個別）、国内開催の国際展示会の参加、現地バイヤーマッチング商談会・セミナー・製品デモンストラーション、海外バイヤーの国内招へい商談・説明会・セミナー、海外展示会における事前事後マーケティング、公共調達市場への進出支援など
輸出関連書類代行	契約書作成（支払条件を含む）、通関・船積必要書類、決済関連書類、輸出物流、貿易オートメーション（電子取引サービス）、事後管理（関税還付申請書など）代行、FTA原産地関連書類等
海外進出支援	海外投資進出コンサルティング、海外投資環境調査出張支援、現地法人設立、知的財産権の登録、現地試験・許認可、

	海外現地クレームおよび知的財産権紛争対応、海外プロジェクト受注支援など
--	-------------------------------------

(出所) 各種資料を基に作成。

- b 予算規模：499億ウォン
- c 支援対象：「中小企業基本法」上の製造業、製造関連サービス業、知識サービス業を営む中小企業（2,000社）

F-2 高成長企業輸出能力強化事業

- a 支援内容：雇用や売上高の増加率が高い高成長企業が持続的に成長できるよう、輸出マーケティング活動を支援する事業
- b 予算規模：290億ウォン
- c 支援対象：常時従業者数5人以上であり、最近4年間常時労働者と売上高成長率が年平均20%以上の中小企業（ただし、地方所在企業は年平均15%以上）（580社程度）

F-3 アジアハイウェイ

- a 支援内容：中小企業が中国およびアセアン地域の市場を開拓できるよう、輸出マーケティング活動を支援する事業。
- b 予算規模：150億ウォン
- c 支援対象：中国やアセアン地域に輸出を行っている中小企業、または新規市場の開拓を推進している中小企業、300社前後（ブランド開発、オンラインマーケティング、外国語パッケージデザイン開発などの輸出マーケティング遂行に必要な所要経費の70%～50%の差額を支援、1社あたり最大1億ウォン）

F-4 団体海外展示会支援

- a 支援内容：中小ベンチャー企業部、または産業通商資源部支援の海外展示会参加を希望する中小企業を統合し募集・選定し、中小企業の海外市場開拓活動を支援。
- b 予算規模：60億ウォン
- c 支援対象：国内中小企業、1,000社前後（1社あたり1,100万ウォンの範囲内で賃借料、装置費、展示物品片道運送費などの経費の50%を提供）

F-5 貿易促進団派遣事業

a 支援内容：中小企業のグローバル化および輸出促進を図るため、専門業種中心の団体派遣参加を支援。

b 予算規模：85億5,000万ウォン、1,500社前後（1社あたり1,100万ウォンの範囲内で賃借料、装置費、展示物品片道運送費などの経費の50%を提供）

c 支援対象：業種別中小企業団体（協会・組合）および輸出関連機関が主催する海外展示会に参加する中小企業

F-6 輸出コンソーシアム事業

a 支援内容：同一・類似・異業種中小企業同士がコンソーシアムを構成し、バイヤー発掘から契約締結まで事前事後の現場密着支援を行い、共同の海外市場開拓活動を段階的に支援。

b 予算規模：60億ウォン、600社前後の30コンソーシアム（最大30社で構成され、輸出コンソーシアム別に事前市場調査、現地派遣、事後管理などにかかる共通費用の70%を支援、各コンソーシアムに約2億5,000万ウォン限度）

c 支援対象：業種別中小企業団体（組合、協会など）、輸出関連機関およびグローバル市場開拓専門企業が主管する輸出コンソーシアム細部事業に参加する中小企業および初期中堅企業

F-7 大・中小同伴業進出支援

a 支援内容：大企業の海外ネットワークおよびインフラ（拠点および流通網など）を活用し、中小企業の海外販路拡大を支援する事業。大企業や公共企業の業種別、地域特性に合わせ団体展示会への参加、輸出商談会の開催、大企業の海外流通網に入店等を支援。

(表5) 大・中小同伴業進出支援事業の内容

区分	事業タイプ別主要支援項目
韓流連携支援	賃借料、設置費、運搬保管料（海外）、運用・イベント費、広報・マーケティング費、映像制作費、支払手数料、代行手数料等（1社あたり最大1,000万ウォン：相談会、流通網の連携を含むなどの上限）
海外TVショッピング放送支援	映像制作費、製品のローカライズ、放送時間の購入費、広報・マーケティング費、支払手数料等

	<p>①中小企業放送支援は、映像製作費、製品のローカライズ、運搬保管料（国内）のみ（支援製品ごとに最大2,500万ウォン：中小企業放送対応2,500万ウォン、特化支援1,500万ウォン）</p> <p>②市場開拓団支援は、賃借料、運搬保管料（海外）、お支払いの手数料、運用・行事費など</p>
個人輸入サイトへの入店支援	製品説明翻訳料、製品の説明資料や画像などのインターネット上の商品ページの作成、製品登録、専用ショップおよび特別企画ページ作成費、運搬保管料、広報・マーケティング費、映像制作費など（1社あたり最大1,000万ウォン：入店支援製品ごとに15万ウォン、プロモーション支援製品ごとに200万ウォン）
海外拠点活用支援	賃借料、設置費、運搬保管料（海外）、製品のローカライズ、運営・イベント費、広報・マーケティング費、支払手数料、代行手数料、教育訓練および専門家人件費など（参加企業ごとに最大2,000万ウォン）

（出所）各種資料を基に作成。

b 予算規模：78億7,500万ウォン

c 支援対象：「中小企業基本法」第2条による中小企業および「中堅企業法」施行令第9条の5による初期中堅企業、1,100社程度

F-8 海外流通網進出支援

a 支援内容：海外「政策ストア」、代理店等を介して商品性に優れた中小企業製品（B2C）の海外消費市場への進出を支援。

b 予算規模：15億ウォン

c 支援対象：消費財を製造している国内中小企業、600社

①海外「政策ストア」：2カ所の運営、400社

②代理店：販売代理店の指定・運営、200社

F-9 電子商取引の輸出市場への進出を支援

a 支援内容：海外のオンラインプラットフォーム入店の支援、ソーシャルネットワークサービス活用のマーケティング、電子商取引専門人材の養成など、オンラインを活用した中小企業製品の海外市場の輸出を支援。

①グローバルオンラインショッピングモール入店：商品ページ制作、広報、配送、

CS、A/Sなど海外の有名オンラインショッピングモール・入店・販売に必要な全過程において流通専門企業を通じて代行支援（自己負担比率は10%）

②ソーシャルネットワークマーケティング：FACEBOOK、YOUTUBEなど、海外の有名ソーシャルネットワークなどを通じて、中小企業製品の広報マーケティングを支援（自己負担比率は30%）

b 予算規模：139億ウォン

c 支援対象：「中小企業基本法」上の製造業または知識サービスを営む中小企業、3,300社1,400人

F-10 グローバル市場開拓専門企業（GMD）事業

a 支援内容：独自に海外マーケティング活動を行うことが困難な中小企業のために輸出専門企業（GMD）の専門性を活用して、海外進出を支援。

b 予算規模：34億ウォン

c 支援対象：国内製造業者（中小企業）、200社程度（1社あたり2,000万ウォンの範囲内、総事業費の70%まで）

F-11 海外規格認証獲得支援

a 支援内容：海外で中小企業製品の信頼性を高め、輸出を円滑に行えるように、輸出先の国で必要とされるCE、NRTLなど海外規格認証マーク取得にかかる費用の50～70%を支援。

b 予算規模：106億5,000万ウォン

c 支援対象：「中小企業基本法」第2条の規定による中小企業（前年度輸出額5,000万ドル未満）、1,000社

F-12 輸出有望中小企業指定

a 支援内容：成長の可能性が高い中小企業を「輸出有望中小企業」として指定し、輸出支援機関の海外マーケティング、輸出金融・保証などを支援する事業。輸出実績が500万ドル未満の企業が参加できる。中小ベンチャー企業部、KOTRA、貿易保険公社など輸出支援関連機関を介して支援サービスを提供。

b 予算規模：1,000社分程度（上・下半期2回選定）

c 支援対象：製造業やサービス業を営む中小企業として、前年度輸出実績が500万ドル未満の企業（1,000社程度）

F-13 輸出インキュベーター運営

a 支援内容：海外市場開拓のために、現地に進出する中小企業の早期定着および輸出競争力強化を支援するため、海外の主要貿易拠点に輸出インキュベーターを設置・運営。

①オフィススペース：オフィススペース（12～20m²前後）および共同施設（会議室、相談会）提供（賃借料は1年目20%、2年目50%、3～4年目全額企業負担）

②サービス：地元マーケティング専門家、法律・会計顧問の助言およびコンサルティング提供

b 予算規模：世界14カ国22地域に302室およびネットワークカフェ運営

c 支援対象：製造業、卸売業者、サービス業を営む中小企業

2) 地方政府による支援事業

各地方自治体は、各機関別に中小企業を支援する多様な事業を運営しているが、ここでは、ソウル市の中小企業支援と関連した基本的なものについて簡単に整理することとする⁸。

A 目標：第4次産業革命のリード、包容的な成長都市の建設、持続可能な雇用創出を通じて、「共に繁栄するグローバル経済都市の建設」

B 概要：9分野84事業に4,825億ウォンを支援する

(表6) ソウル市の2017年中小企業支援事業の内容

番号	分野	支援内容	予算 (単位：100万 ウォン)
1	資金	<ul style="list-style-type: none"> ・ 中小企業育成資金支援 ・ ソウル型マイクロクレジット支援 ・ リサイクル事業者の育成金融融資支援 ・ 信用保証供給 	254,678

⁸ 2018年の支援については、2018年2月現在発表されていないため、2017年のデータに基づいて作成した。

2	創業	<ul style="list-style-type: none"> ・「ソウルアプリビジネスセンター」運営 ・「ソウル創業成長センター」運営 ・「アスピリンセンター」運営 ・優秀創業企業の集中育成および投資支援 ・ソウル創業ハブの造成および運営 ・「ソウルグローバル創業センター」運営 ・「デジタル鍛冶屋」運営 ・「ソウル創業カフェ」運営 ・「創業保育センター」施設の改善 ・「女性企業家創業支援センター」運営 ・「新知識産業センター」リフォーム ・農食品産業スタートアップの育成 	40,621
3	技術	<ul style="list-style-type: none"> ・ソウル型研究開発支援 ・「洪陵バイオ医療アンカー」造成 ・共同協力技術開発支援（中小企業産学協力技術開発事業） ・共同協力技術開発支援（地域産業育成事業） ・共同協力技術開発支援（政府支援対応投資事業） 	44,838
4	人材	<ul style="list-style-type: none"> ・創造専門人材養成事業 ・地域カスタマイズ雇用創出支援事業 ・「ソウル特別市技術教育院」運営 ・中小企業雇用支援 	33,996
5	輸出販路	<ul style="list-style-type: none"> ・「ソウルパートナーズハウス」運営 ・「ハイソウル共同ブランド」事業 ・グローバル強小企業育成事業 ・中小企業投資誘致能力強化支援事業 ・輸出保証（保険）料支援 ・「中小企業製品博覧会」開催 	3,799
6	同伴成長	<ul style="list-style-type: none"> ・「Gバレー」活性化推進 ・「聖水IT総合センター」運営 ・ソウル型特化産業地区の指定・運営 ・都市型製造業作業環境の改善 ・「ソウル印刷センター」支援 ・都市型製造業小企業支援 ・中小企業団体同士の協力強化 ・「ソウル特別市中小流通物流センター」運営 ・中小企業適合業種への保護・活性化の推進 ・「蘆原商工支援センター」建設 ・「温水産業団地」開発 	11,339

7	知識サービス	<ul style="list-style-type: none"> ・中小企業の知的財産権の確保支援事業 ・「工場設立情報網」運営費支援 ・畜産物危害要因分析主要管理点（HACCP）コンサルティング支援 	3,352
8	小商工人（小規模の個人事業者など）	<ul style="list-style-type: none"> ・自治区「小商工人連合会」支援 ・中小企業空洞化事業支援 ・ソウル特別市小商工人総合支援 ・不公正取引および貸借被害救済支援 ・商人能力強化、組織活性化、展示会開催 ・特性市場育成事業 ・伝統市場の共同配送サービス運営 ・伝統市場再生プロジェクト「新市場モデル」育成 ・伝統市場施設近代化事業支援 ・伝統市場駐車およびトイレ環境改善 ・伝統市場電気安全点検および保守 ・「可楽洞農水産物卸売市場」施設の近代化 ・「麻浦農水産物市場」修理費支援 ・「江西市場流通施設」増築および防音壁建設 ・小商工人育成のための夜市運営 	53,930
9	その他	<p><社会的経済活性化></p> <ul style="list-style-type: none"> ・社会的企業支援 ・協同組合活性化総合支援 ・地域企業の育成 ・社会的経済組織活性化領域を支援 ・社会的経済優秀企業育成支援 ・社会的経済市場の活性化 <p><文化デザイン産業の育成></p> <ul style="list-style-type: none"> ・デザイン創造企業育成 ・優秀デザイン商品販売活性化 ・映画産業育成支援 ・漫画アニメーションキャラクター制作支援 ・漫画アニメーションキャラクターマーケティング支援 ・ソウルゲーム産業およびeスポーツの活性化支援 <p><ファッション・アパレル産業の育成></p> <ul style="list-style-type: none"> ・ファッションベース産業支援および支援施設運営 ・ファッション業界のグローバルマーケティング支援 ・自治区の縫製産業の育成支援 	35,965

	<観光産業の育成> ・都市ゲストハウスおよび韓屋体験業活性化支援 ・ソウル象徴観光記念品の開発・育成事業	
	<グリーン産業育成> ・「グリーン産業支援センター」の運営支援	
合計		482,518

(3) 支援機関の詳細および支援機関別の支援内容の詳細

中小ベンチャー企業部により2018年に実施される中小企業、ベンチャー企業への支援事業以外に、中小企業関連機関による支援内容についても紹介する。

支援内容は、大きく金融機関からの支援と、非金融機関からの支援に分けられる。

1) 金融機関

下記は、中小ベンチャー企業部が紹介した中小企業支援機関（金融関連）名と支援内容についての簡略な紹介である。

A 中小企業振興公団 (<http://www.sbc.or.kr/>)

a 概要

中小ベンチャー企業部傘下の機関として、「中小企業振興に関する法律」に基づき設立された公的機関である。中小企業の振興のための幅広い業務を遂行しており、中小ベンチャー企業部所管の政策資金を中小企業に貸し出すこと、中小企業の販路開拓を支援すること、中小企業へのコンサルティング事業、中小企業人材に対する研修事業などを実施している。

b 支援内容

①政策資金：政策目的を達成するために各種基金や政府予算で支援する貸出資金。貸出の期間が比較的長く、一般的に金利が一般銀行の金利より低い。

2018年の中小企業政策資金の合計は3兆8,050億ウォン。詳細は次のとおり。

- ・ 創業企業支援：1兆8,660億ウォン
- ・ 投資融資複合金融資金：1,800億ウォン
- ・ 新市場進出支援：4,900億ウォン
- ・ 新成長基盤資金：9,400億ウォン
- ・ 再跳躍支援：2,290億ウォン

- ・ 緊急経営安定資金：1,000億ウォン
- ②地域中小企業輸出マーケティング支援
- ③輸出インキュベーター事業
- ④輸出成功パッケージ
- ⑤高成長企業輸出

B 信用保証基金

a 概要

企業の財政的支援のために設立された準政府機関。資金が必要な企業の信用保証をする機関で、中小企業の債務保証、信用情報の効率的な管理、運用等を通じて、経済の発展を図っている。1974年12月、「信用保証基金法」が制定された後、1976年6月に特別法人として設立された。信用保証基金の主な業務と商品では、一般運転資金、創業資金、購入資金、輸出入資金、設備資金、非金融商品、契約資金、建設工事ブリッジローン、買収・合併（M&A）の保証などを取り扱っている。

b 支援内容

- ①信用保証：企業経営に必要な各種債務に対する保証（保証残高は45兆ウォン）
- ②経営革新型中小企業選定評価：経営革新型企業として選定された企業に貸し出しを行う（年間保証6.5兆ウォン）
- ③保証連携投資：未来成長の可能性が高いと評価する中小企業の有価証券を買い取る（400億ウォン以内）
- ④投資オプション付き保証：未来成長性が高いと評価できる企業に対する投資、貸出複合支援
- ⑤流動化会社保証：企業が会社債発行を行うことができるように支援する保証制度
- ⑥売上債権保険：中小企業が商品販売代金を回収できない場合の保険（20兆ウォン）
- ⑦有望創業企業成長支援プログラム

C 技術保証基金

a 概要

技術保証基金は1989年4月1日に「技術信用保証基金法」により設立された政府出資機関である。技術保証をすることにより、新技術事業者の資金供給を円滑にし、技術評価を通じて企業の技術革新能力と技術金融を効果的に支援し、韓国経済の持

続的な成長に貢献することを目的に設立された。

b 支援内容

①技術保証：担保は少ないが、技術力が高い中小企業の技術性、事業性などの将来的な価値を評価し保証書を発給する（保証の残高は20兆6,000億ウォン）

②創業企業優待支援制度：創業企業への保証（7兆7,000億ウォン）

③新成長産業支援制度：第4次産業革命関連企業への保証（3兆5,000億ウォン）

④研究開発保証：研究開発を行なっている中小企業への保証（4兆4,000億ウォン）

D 企業銀行（IBK企業銀行）

a 概要

企業銀行は、中小企業の育成の必要性に対する認識が高まり、中小企業の資金を重点的に管理、運用する専門機関のニーズの高まりにより、1961年に設立された。設立当時には「政府投資機関」で設立されたが、1992年に「政府出資機関」に転換した公共機関である。

b 支援内容

①IP保有企業保証付き貸出：優秀な知的財産を保有する企業に対し、信用保証基金や技術保証基金から受けた信用保証書を担保に貸出する商品（限度額は2,000億ウォン）

②IP事業化資金貸出：優秀な知的財産を保有する中小企業に知的財産を担保に資金を貸し出しする商品（限度額は1,500億ウォン）

③IBK次世代強小企業貸出：企業銀行から「IBK次世代強小企業」として選定された中小企業などの成長潜在力を保有する企業に必要な資金を貸し出しする商品（限度額は6,000億ウォン）

④輸出入企業流動性支援資金貸し出し：貿易企業として急激な為替レートの変動による一時的な資金不足に見舞われた中小企業への貸し出し商品（1社当たり5億ウォン以内）

⑤IBK文化コンテンツ貸し出し：文化コンテンツ産業関連業を営む中小企業への貸し出し商品（限度額は1,600億ウォン）

E 韓国産業銀行（KDB産業銀行）

a 概要

韓国産業銀行は1954年4月1日、韓国産業銀行法に基づいて設立された。融資と投資、そして保証などの産業資金の供給を主な業務とし、そのほかにOn-lendingローン、間接投資などの間接金融業務、産業金融債券の発行、外貨借入、預金などの産業資金の調達を担当している。また、社債の手配、引き受けなどの投資金融業務、海外債券発行や海外投資などの国際金融業務、企業のリストラ、コンサルティングなどの企業価値向上業務などを担当する国策銀行である。

b 支援内容

①On-lending貸出：中小企業や中堅企業を支援するための長期かつ低利の資金を貸し出しする商品

F 韓国輸出入銀行

a 概要

1969年に制定された「韓国輸出入銀行法」に基づき、輸出入や海外投資と資源開発に必要な資金を供給するために設立された。他の金融機関が取り扱うことができない、様々な金融支援業務を行っている。主要業務としては、重工業製品の延払輸出金融支援、海外資源開発事業と海外投資金融支援、海外技術提供事業への金融支援、主要な資源に対する輸入資金の支援、輸出保険業務と対外経済協力基金の業務（政府代行）などがある。

b 支援内容

①輸出初歩中小企業育成プログラム：年間海外への直輸出が100万ドル以下と輸出の初期段階にある中小企業に対する貸し出しを通じ、輸出中堅企業に成長させる制度

②為替レートリスク管理金融・非金融サービス：輸出中小企業の対外取引による為替レートリスクの隘路事項を解消するサービス

③輸出金融（輸出促進資金）：輸出を進めている中小・中堅企業に対し、実際に所用する資金の90%以内で貸し出しする

④輸出金融（輸出成長資金）：物品等の輸出に必要な資金を過去の輸出実績の範囲内で一括して支援する制度

G 韓国貿易保険公社

a 概要

貿易や対外取引を行う際に発生する危険に備えるため、貿易保険制度を効率的に運営することで、貿易や海外投資を促進し、国家競争力を強化し、国民経済の発展

に資するために設立された。輸出取引時に伴うリスクのうち、一般的な保険では救済できない損失を政府が補てんする業務を担当している。輸出支援事業の一環として、輸入の契約破棄、破産、支払い遅延、拒絶などの信用リスクと輸入国での戦争、内乱、または為替取引制限などの緊急危険が発生したときの輸出業者、生産者向けの金融機関による損失補てんの保険業務を行っている。輸入支援事業では、国内の輸入業者の資金調達を支援し、海外輸出業者の契約不履行により貨物を受け取れなかったり、前払金を回収できなかった場合に損失を補填する輸入保険制度を施行している。

1968年に「輸出保険法」が制定および公布、1969年に「再保険公社」が設立され、輸出保険関連業務を開始した。2010年7月に「韓国貿易保険公社」として名称を変更した。

b 支援内容

①中小中堅Plus保険：中小・中堅企業の専用商品として海外取引先から輸出代金を回収することが不可能になった際、輸出企業に該当の損失を補てんする保険（最大100万ドル）

②為替レート変動保険：貿易および海外投資による代金回収または代金支払いの過程で為替レートの変動による損失を最小化するための保険

2) 非金融機関

A 中小企業技術情報振興院

a 概要

中小企業技術情報振興院は、2002年1月、「中小企業技術革新促進法」に基づきで設立された。研究開発支援、情報化支援、経営革新支援、技術人材育成、調査研究などを主な事業とする。研究開発支援事業としては、中小企業技術開発、中小企業融合技術開発、中小企業移転技術開発、製造現場グリーン化技術開発などを主に行っている。情報化支援事業には、IT基盤経営革新強化事業、モバイルオフィス構築支援事業、生産現場デジタル化事業などがある。経営革新支援事業には、中小企業知識サービス育成支援事業、中小企業社会的責任経営支援事業、中小企業コンサルティング支援事業などがある。また、国立マイスター高校育成事業、技術士官育成事業、中小企業特性化高校育成事業などの技術人材育成事業も展開している。

b 主な支援内容

①中小企業技術革新開発事業：中小企業の技術開発を促すための公募事業（予算2,269億ウォン）

②製品サービス技術開発事業：製品のサービス化、サービス分野新規ビジネスモデル開発への支援（38社、予算83億ウォン）

③創業成長技術開発事業：創業後7年以内の中小企業に技術開発資金を支援（2,114課題、予算2,727億ウォン）

④購買条件付き新製品開発事業：需要先（大企業、公共機関等）の購買ニーズがある中小企業の技術開発に必要な資金を支援（360課題、予算1,438億ウォン）

⑤産官学協力技術開発事業：中小企業が大学および研究機関との共同技術開発を支援（3,000社、予算1,395億ウォン）

⑥技術保護能力の強化：中小企業の技術流出防止およびコア技術保護のために技術流出防止システムの構築を支援（事業費の50%以内、最大4,000万ウォン）

B 中小企業中央会 (<http://www.kbiz.or.kr/>)

a 概要

中小企業中央会は、個々の中小企業の経営上の共通の問題点に対し、共同で対応するために「中小企業協同組合法」に基づき設立された民間経済団体である。主な事業は、中小企業支援政策の開発と政府への建議、中小企業関連調査研究、中小企業の組織化と共同事業への支援、中小企業の情報化への支援、事業領域の保護および下請け紛争の調整、大・中小企業間の協力、中小企業共済事業基金の運用、中小企業の販路開拓の支援、輸出の促進、国際協力と南北経済協力事業、外国人産業研修協力事業、中小企業の人材育成や中小ベンチャー新聞発行事業などがある。

b 主な支援内容

①製造下請け紛争調整協議会の運営：企業間の下請け取引において納品代金の未支給、不当な単価割引の強要などの紛争が発生した際に中小企業中央会に設置されている「製造下請け紛争調整委員会」で紛争解決を誘導

②貿易被害救済支援センターの運営：外国から輸入によるダンピングや不公正貿易行為による被害を受けた中小企業のうち、貿易委員会の貿易救済を要請する企業に弁護士や弁理士などの代理人を選任する際の費用を支援（費用の50%まで、5,000万ウォン限度）

③団体海外展示会支援：海外展示会への参加を希望する中小企業への支援（1,000社、予算60億ウォン）

④貿易促進団派遣事業：中小企業団体（協会、組合）および輸出関連機関が主管する海外展示会に参加する中小企業への支援（1,500社、予算85億5,000万ウォン）

⑤輸出コンソーシアム事業：同一、類似、異業種中小企業でコンソーシアムを構成し、共同で海外開拓活動できるように支援（30コンソーシアム、予算60億ウォン）

⑥中小企業信用共済支援制度：中小企業の破綻防止や経営安定のため、共済事業基金に加入した中小企業を対象に緊急的に短期資金を貸し出す制度（貸出金額3,335億ウォン、加入企業数16,496社（2017年10月末基準））

C 大韓商工会議所（<http://www.korcham.net/nCham/Service/Main/appl/Main.asp>）

a 概要

1884年に設立された漢城商工会議所が母体で、1952年12月に「商工会議所法」が制定・公布された後、1953年10月に「大韓商工会議所」として認可された。主な業務としては、設立目的に応じて①会員企業の権益代弁と商工業界隘路事項の解決、②主要経済問題と業界の実態に関する調査および研究、③商工業振興のための会議、研修、経営相談、④国際通商の振興や民間交流の拡大のための国際協力の強化、⑤産業人材育成のための職業教育、訓練、⑥政府と業界間の架け橋としての活動、⑦事務機能の普及のための国家技術資格検定の実施、⑧商工業に関する公共事業及び各種情報の提供、⑨地域社会開発のための支援事業等を行う。

b 主な支援内容

①生産物賠償責任保険（PL保険）加入の中小企業支援：団体保険の適用で保険料を割り引き

②契約書検討サービス：中小企業を対象に、経営全般に関する契約書を専門家がコンサルティング支援

D 大韓貿易投資振興公社（KOTRA）（<http://www.kotra.or.kr>）

a 概要

一般的に、KOTRA（Korea Trade-Investment Promotion Agency）という。韓国の貿易振興のための公共サービス機関として、輸出入取引斡旋、海外市場開拓、国内外各種展示会・博覧会の参加、北方市場開拓などの業務を担当している。1962年6月に「大韓貿易振興公社法」（当時）により設立された政府投資機関で、産業通商資源部の傘下にある。日本のJETROに相当する機関である。

b 主な支援内容

①輸出隘路相談：中小企業の隘路事項の解消を目指した相談サービスを実施（相談内容は、海外進出戦略、貿易実務全般、取引先発掘方法、契約、クレーム、通関関連など）

②輸出商談会：海外進出を希望する中小企業、ベンチャー企業を対象に、バイヤー招へい商談会を実施

- ③リード企業育成事業：有望中小企業を対象にした海外進出のための海外マーケティング支援事業（1社あたり300万ウォンの有料サービス）
- ④貿易ミッション団：海外進出を希望する中小企業、ベンチャー企業を対象に、進出希望地域の現地バイヤーとの商談会を開催
- ⑤海外展示会の韓国パビリオンへの参加：海外の展示会にKOTRAと関連団体が韓国パビリオンを運営し、中小企業の海外展示会参加を支援
- ⑥海外展示会への個別企業参加支援：海外の専門展示会に中小企業が個別で参加する際の支援（1社あたり年間2回、1回あたり最大500万ウォン）
- ⑦韓国優秀商品展：中小企業が独自で参加するのが困難な地域で開催される海外展示会で韓国パビリオンを運営
- ⑧輸出支援基盤活用事業：中小企業が政府機関（産業通商資源部、中小ベンチャー企業部、農林畜産食品部、海洋水産部、特許庁など）の輸出支援事業（市場調査、輸出準備からマーケティング、海外展示会参加まで）を選択し支援（13分野カテゴリーで5,532社、予算1,456億ウォン）
- ⑨海外プロジェクト受注支援：中小企業が海外プロジェクトを受注する際に必要な現地の法律、会計、金融などの情報提供、リスク管理などの相談支援
- ⑩海外IT支援センター：ICT関連中小企業の海外進出を支援するため、米国、中国、日本にIT支援センターを運営
- ⑪輸出インキュベーター：海外のKOTRA事務所と連携し、海外進出希望の中小企業に事務所スペースを提供（中国5カ所、米国4カ所、ベトナム2カ所、日本1カ所など）
- ⑫海外物流ネットワーク事業：中小企業が海外の倉庫を活用できるようにKOTRAが現地物流会社と提携し、サービスを提供（米国、中国、日本など、11カ国18カ所に物流センターを運営）
- ⑬知的財産権保護：知的財産権の確保と保護関連業務を支援（海外知的財産センターを中国、米国、ベトナム、日本など、6カ国12カ所で運営）

E 韓国貿易協会 (<http://www.kita.net/>)

a 概要

1946年7月31日に「民法」に基づき、貿易振興のために設立された社団法人である。貿易業界の利益を代弁し権益を擁護し、同時に国の経済発展に主導的な役割をし輸出の増大に努めるという趣旨の下に設立された。主な機能は、貿易に関する業界の問題点の把握、貿易振興のための調査と研究、貿易に関する行政官庁と会員との連絡、貿易に関する政府への建議、貿易制度の改善と手続きの簡素化方策の研究、貿易制度と手続きに関する相談や指導、貿易取引斡旋、海外通商振興のための活動、

国内外の経済と市場情報の入手、分析及び普及、各国の輸入規制への対応、その他の貿易振興に必要な事業等である。

b 主な支援内容

①海外展示会参加支援：海外12展示会に、韓国パビリオンを運営（180社、展示会参加費の最大50%支援）

②OK FTAコンサルティング支援事業：FTA活用に隘路事項がある中小企業に現場訪問コンサルティングサービスを実施（500～600社）

F 大・中小企業・農漁業協力財団 (<https://www.win-win.or.kr>)

a 概要

大・中小企業・農漁業協力財団は、「大・中小企業共存協力促進に関する法律」に基づき、大・中小企業間の技術、人材、販路などの協力事業を推進し、公正取引の関係構築に向けた支援するために設立された財団法人である。主な機能は、大・中小企業間の協力事業の開発と運用を支援、技術協力促進事業の管理・運営及び評価を支援、受託企業協議会の構成及び運営を支援、受託・委託取引の公正化を支援、委託企業と受託企業間の紛争の自律的調整を支援、農・漁村共存協力基金の管理と運用、その他産業通商資源部長官または中小ベンチャー企業部が指定・委託する事業などである。

b 主な支援内容

①大・中小企業購買商談会：大企業、公共機関に納品を希望する中小企業を対象に、商談会、展示会などでビジネス機会を提供（200社、予算2億ウォン）

②取引公正化：企業間の取引で不公正な事項、紛争等に直面する中小企業に専門弁護士を通じ法律コンサルティングを支援（1件あたり最大300万ウォン）

G 創業振興院 (<https://www.kised.or.kr>)

a 概要

創業振興院は、中小ベンチャー企業部の傘下の社団法人で、2008年12月に設立された。主な機能は、起業家精神の醸成と創業教育、有望な創業予備軍の発掘・創業促進、創業者の優れたアイデアの事業化、創業企業の競争力向上に必要な支援、国内外の創業振興ベストプラクティス調査・研究及び普及、中小・ベンチャー企業の創業促進のための企画・調査・研究・政策開発などである。

b 主な支援内容

①先導ベンチャー企業連携の技術創業支援：成功的な創業を支援するための支援

(85チーム、予算76億ウォン)

②グローバルアクセラレーティングの活性化：創業企業の海外進出のための研修プログラムの提供及び現地人材採用の人件費の支援（60チーム、予算39億ウォン）

③シニア技術創業センター：シニア（40歳以上）の創業者への支援プログラム（教育、空間支援、コンサルティングなど）の提供（予算47億4,000万ウォン）

④世代融合型創業事業化支援：経歴やネットワークを多く保有している退職者と新しいアイデアを持っている若年者創業者とマッチングをし、創業過程の前段階を集中的に支援（予算113億8,000万ウォン）

⑤1人創造企業ビジネスセンター：1人創業者に業務スペースを提供し、コンサルティングサービスなどを提供（全国50ヵ所、予算55億8,000万ウォン）

⑥1人創造企業マーケティング支援：1人創業者を対象に、マーケティングや輸出準備について支援（350社、予算40億ウォン）

⑦再挑戦成功パッケージ：教育、コンサルティング、事務スペースなどの提供（300社、予算150億ウォン）

H その他

①クリーン事業所造成支援：50人未満の小規模事業所の災害予防に関する施設、設備の改善に必要な資金を支援（1社あたり最大2,000万ウォン、予算666億4,000万ウォン）

②在宅・遠隔勤務インフラ構築支援：中小企業を対象に、在宅勤務や遠隔勤務システムを導入する際の設備購入代金などを支援（100社、予算20億ウォン）

③中小企業情報保護コンサルティング支援事業：情報保護に関するコンサルティング、情報保護のためのサービスおよび製品の購入代金を支援（180社、予算20億ウォン）

④HACCP衛生安全施設改善資金支援：HACCPの適用に必要な施設改善費用を支援（1社あたり最大2,000万ウォン、予算38億6,100万ウォン）

⑤海外知的財産実務人材養成：中小企業の知的財産担当者に対し、知的財産権関連教育費の一部を支援（教育費の80%）

4 ベストプラクティス

(1) PATI GAMES

1) 会社概要

- ①創業年度：2011年
- ②業種：モバイルゲームサービスプロバイダ
- ③企業形態：ベンチャー企業
- ④売上高：248億ウォン（2016年末基準）

2) 政府の支援内容

同社は、中小企業庁から「輸出有望中小企業」に選定された。母胎ファンド（個々の企業に投資することではなく、中小ベンチャー企業への投資を目的に結成され、様々なベンチャー投資組合や創業投資組合等に投資するというファンド。いわゆる「ファンドに投資するファンド（Fund of Fund）」をいう）が出資し設置されたベンチャーファンドから17億ウォンの投資を誘致した。

(2) DEVSISTERS

1) 会社概要

- ①創業年度：2007年
- ②業種：モバイルゲームサービスプロバイダ
- ③企業形態：ベンチャー企業
- ④売上高：152億ウォン（2016年末基準）

2) 政府の支援内容

政府の母胎ファンドが出資した「雇用創出ファンド」から20億ウォンの投資を誘致した。

(3) SNU PRECISION

1) 会社概要

- ①創業年度：1998年
- ②業種：OLED、LCD等の産業用製造設備メーカー
- ③企業形態：中小企業に該当しない

④売上高：578億ウォン（2016年末基準）

2）政府・関連団体の支援内容

韓国貿易協会が中小企業に与える「海外展示会における韓国パビリオン」に参加する機会を得て、国内外の販路を開拓した。その後、「ワールドクラス300社支援事業（中小企業と中堅企業が海外に進出できるように研究開発費用を最長5年間、年間最大15億ウォン提供し、海外マーケティングを支援する事業）」に選定され、研究開発費用（3年間で30億ウォン）の提供を受け、技術革新の機会が与えられた。

（4）NTOPIA

1）会社概要

①創業年度：2012年

②業種：DCS（Dish Convergence Solution）設備（放送通信設備）メーカー

③企業形態：中小企業

④売上高：30億ウォン（2015年推定値）

2）政府の支援内容

NTOPIA代表のイ・ジェヨン氏は、一度事業に失敗したが、政府の「再創業資金支援事業（再創業予備軍、または再創業後7年以内の企業を対象に運転資金及び設備資金の融資を行う事業）」により再起し同社を創業した。2013年に運転資金1億ウォン、2014年に運転資金2億5,000万ウォン、設備資金5億ウォンを融資しビジネス展開が可能となった。

5 韓国の中小・ベンチャー企業政策の課題

(1) 中小企業の研究開発への政府支援について

科学技術政策研究院の革新政策研究本部副研究委員のオ・スンファン氏と同研究院革新企業研究センター長のキム・ソンウ氏は、「中小企業研究開発支援の現状と成果分析」報告書で、政府の中小企業への研究開発関連の支援状況とその成果を分析し、韓国政府の課題を提示した。

同報告書では、近年続いた世界的な景気低迷の影響により、国の債務と財政赤字の割合が増加し、財政の健全性を回復しようとする努力が強化される中、政府からの研究開発予算の拡大は難しいと予測した。1996年には70億ウォンだった中小企業庁の研究開発関連の予算が、2015年には9,574億ウォンまで急拡大⁹したが、2016年は9,429億ウォンと、対前年増加率が初めて下落した。

政府の「中小・中堅企業への研究開発関連の支援の規模を18%まで拡大する」という目標が2015年に達成されたことにより、量的目標でも、質的目標への転換でも新たな目標設定が必要な状況である。

韓国経済は、大企業の成長が停滞している中、未来の「成長エンジン」の発掘に時間を要している。中小企業に対する開発・支援への集中度はまだ低いと評価される。最近、創業が活性化されているが、技術創業の数は絶対的に不足しており、創業の社会的認識は低い。

このような状況下で、政府の中小企業における研究開発支援の有効性があるのかという問題提起が継続的に行われている。

しかし、中小企業の研究開発支援の成果の分析のためにパフォーマンス指標を成長性と収益性、革新性に分け分析すると、その結果が中小企業のための政府の研究開発支援の重要性を示すものであり、今後の中小企業のための政府の研究開発への投資を持続的に行う必要があることを示している。

成長性の面では、政府から研究開発関連の支援を受けた中小企業は、支援を受けていない企業よりも、売上高の増加率をはじめ、資産の増加率、従業員数の増加率、負債増加率のすべての指標で有意な成果を出している。

従業員数の増加率は、雇用増加率でも分析できるが、政府から支援を受けた直後から、雇用増加率が大きく上昇することが確認できるため、政府の支援が中小企業の雇用増大に大きな役割を果たしていることが分かる。

政府の支援は、企業の革新能力の増大にも肯定的な効果が現れており、この効果は、支援してから3年で顕著に現れると分析された。

韓国内の中小企業関連機関、学者などは、政府の支援がこのような肯定的な結果を生み出

⁹ 国家研究開発事業調査分析レポート（NTIS統計）によると、政府の研究開発支援額は18兆8,747億ウォンであり、その中の中小企業への支援額は2兆7,902億ウォンだった（2015年基準）。

していると分析しているため、今後も持続的に中小企業への研究開発を行うべきであるとの見方が多い。

(2) 中小企業の対政府要望事項

全国経済人連合会中小企業協力センターは、売上高5億～1,000億ウォンの中小企業1,000社を対象に実施した「2018年の中小企業における経営環境の見通しと政策課題の需要調査（調査期間：2017年11月29日～12月13日）」で全体（回答数は485社）の52.7%である255社が「来年の売上高が今年より増える」とし、26.4%（128社）が「今年と同水準になる」と予測していると発表した。

来年度の経営実績を楽観的とする見通しが多いが、経営環境の不確実性への懸念は依然として大きいことが分かった。

「2018年の中小企業の経営環境をどのように予測しているか」という質問には、「良くなる」との回答が17.1%にとどまった。「今年と同じ水準」という回答は39.5%であり、「悪くなる」という回答は43.3%となった。

来年の経営環境を肯定的に見ている中小企業は「国内景気の改善により内需が回復すること（39.0%）」、「世界経済の好転による新たな輸出機会が設けられること（31.7%）」などを期待の要因に挙げた。経営環境が悪化すると答えた中小企業は、「最低賃金の引き上げなどによる人件費の上昇と優秀な人材の確保の難しさ（37.2%）」を最大の課題に挙げた。

こうした回答の背景として同センターは、最低賃金の引き上げ、家計負債など、韓国経済の構造的問題に対する不安感が常に存在していると分析している。

本調査に応じた中小企業は、研究開発投資の拡大を通じた「技術競争力の強化」と「海外への輸出拡大」を2018年の主要経営課題に挙げた。2018年の経営課題のキーワードとして、回答企業の26.0%（以下、複数回答）が「研究開発への投資拡大と技術及び製品の競争力の向上」を挙げ、「海外への輸出拡大（23.2%）」、「国内におけるマーケティングの強化（20.4%）」、「円滑な資金調達と財務の健全性を維持（12.4%）」、「能力と専門知識を持つ優秀な人材の確保（9.2%）」、「不良事業の整理と将来の新事業モデルの開発（7.5%）」を挙げた。

中小企業の経営環境の改善と競争力向上のために、政府が推進すべき最優先政策課題としては、「技術者の養成や新規雇用の人件費に対する補助などの雇用問題への支援（20.4%、以下複数回答）」が最も多く挙げられた。続いて、「複雑な中小企業への支援システムを統合し、体系化することで政府の中小企業への支援制度の効率性の向上（19.8%）」、「輸出及び海外進出への支援システムの強化（16.7%）」、「研究開発資金への支援の拡大、技術取引の活性化、技術保護等の技術革新への支援（16.5%）」などが必要と指摘された。

一方、中小企業中央会は、2018年1月14日に、大企業に納品をしている中小企業500社を対象に2017年12月に実施した「大企業・中小企業間の共存協力関係の拡大のための政策需要調査」の結果を発表した。

大企業が中小企業の技術を盗用する問題¹⁰に関連し、政府が最も強力に推進しなければならない政策として、「被害企業の迅速な被害救済支援（47.4%）」が最も多く指摘された。続いて、「技術奪取への不寛容（ゼロ・トレランス方式）の適用（35.4%）」、「技術奪取事件に対する懲罰的損害賠償制度の拡大（33.6%）」の順となった。

回答者の半数以上（56.6%）は、新政府の大企業と中小企業の共存協力政策が大企業と中小企業間の相互協力の拡大に役立つものと期待している。

特に推進を希望する共生協力政策については、「大企業の利益を、サプライヤーの中小企業に配分する利益配分制の導入（45.0%）」が挙げられた。

共存協力関係を拡大させるために、大企業に最も望む点は「大企業と中小企業との間の公正な成果の配分（27.2%）」、「構造的な大企業中心文化と大企業中心の取引慣行の改善（26.0%）」、「公正取引法と下請法の遵守等の公正取引の定着（20.2%）」の順となった。

政府が2008年から推進している同伴成長の基本計画による効果について、回答者の31.8%が「共存協力の環境が改善された」と答えた。59.0%は「共存協力環境に大きな変化を感じない」と答え、「悪化した」という意見は9.2%であった。

¹⁰ 大企業が、取引関係での有利なポジションを利用し、中小企業の技術や知的財産権を侵害することで、中小企業に大きな被害を与える事件が多数発生しているが、その被害を受けた中小企業は、大企業への対抗ができず、被害を受けたまま経営が難しくなるケースが多く、社会問題化している。

レポートをご覧いただいた後、アンケート（所要時間：約1分）にご協力ください。

<https://www.jetro.go.jp/form5/pub/ora2/20170133>

本レポートに関するお問い合わせ先：

日本貿易振興機構（ジェトロ）

海外調査部 中国北アジア課

〒107-6006 東京都港区赤坂1-12-32

TEL：03-3582-5181